

平成21年度

# 市 税 概 要

寝 屋 川 市

# 目 次

## I 寝屋川市の概要

1	市の概要	1
2	市の沿革	1
3	人口・世帯	2
	図1 人口の推移	2
	図2 世帯数の推移	2

## II 財政

1	平成20年度一般会計予算並びに決算額	3
	図3 平成20年度一般会計歳入・歳出決算額の構成	4
	図4 一般会計歳入総額に占める市税収入の割合	5
2	一般会計歳入予算額年度別比較	6
3	一般会計歳入決算額年度別比較	6
4	一般会計歳出予算額年度別比較	7
5	一般会計歳出決算額年度別比較	7

## III 市税総括

1	市税収入等の年度別比較	8
	図5 市税調定額及び収入額の推移	8
2	市税調定額及び収入額の年度別比較	9
	図6 市税調定額の構成	10
3	1人あたり、1世帯あたりの市税収入額	11

## IV 市民税

1	個人市民税	12
(1)	納税義務者数の年度別比較	12
	図7 平成20年度納税義務者数及び調定額の構成	12
(2)	給与に係る特別徴収義務者数の年度別比較	13
(3)	調定額の年度別比較	13
(4)	納税義務者1人あたり調定額の年度別比較	13
(5)	所得者別市民税負担額の年度別比較	14
(6)	所得者（所得割を納める者）別所得金額等の年度別比較	15
(7)	平成21年度課税標準段階別総所得金額及び所得割額	16
	図8 平成21年度課税標準段階別所得割額等の構成	17

2	法人市民税	18
(1)	法人数の年度別比較	18
	図9 資本金別法人数の推移	18
	図10 分類（分割・単独）別法人数の推移	18
(2)	平成20年度決算期別法人数	19
(3)	平成20年度申告法人の内訳	19
(4)	平成20年度月別調定額	20
(5)	月別調定額の年度別比較	20
(6)	平成20年度業種別調定額の構成	21
	図11 平成20年度主要業種別法人数及び調定額の構成	21
(7)	業種別調定額の年度別比較	22

## V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1	固定資産税	23
(1)	納税義務者数の年度別比較	23
	図12 納税義務者数の推移	23
(2)	調定額の年度別比較	24
	図13 調定額の推移	24
(3)	土地	25
	図14 地目別評価面積の割合	26
(4)	家屋	27
	図15 平成21年度家屋床面積の増減	29
(5)	償却資産	30
(6)	交付金・納付金	30
2	都市計画税	31
(1)	調定額等の年度別比較	31
	図16 納税義務者数及び調定額の推移	31
3	特別土地保有税	32
(1)	一般分	32

## VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1	軽自動車税	33
(1)	平成21年度車種別課税台数及び調定額	33
	図17 平成21年度主要車種別課税台数及び調定額の構成	33
(2)	車種別課税台数及び調定額の年度別比較	34

2	市たばこ税	35
(1)	調定額等の年度別比較	35
(2)	月別消費本数の年度別比較	35
3	入湯税	36
(1)	月別調定額等の年度別比較	36

## VII 地方譲与税及び府交付金等

1	地方譲与税	37
(1)	自動車重量譲与税	37
(2)	地方道路譲与税	37
(3)	所得譲与税	37
2	府交付金等	38
(1)	利子割交付金	38
(2)	配当割交付金	38
(3)	株式等譲渡所得割交付金	38
(4)	地方消費税交付金	38
(5)	自動車取得税交付金	38
(6)	府民税徴収委託金	38

## VIII 徴収

	図18 徴収率の推移	39
1	歳出還付状況の年度別比較	40
2	前納報奨金交付額の年度別比較	40
	図19 前納報奨金交付額及び交付件数の推移	40

## IX その他

1	寝屋川市行政機構図	41
2	税務機構及び事務分掌	43
3	税務職員の年齢及び経験年数等	44
4	税務職員の手当	45
5	税務証明	46
(1)	税務に関する各種証明書	46
(2)	手数料収入額	47
6	徴税費の年度別比較	48

## ※ 税率の変遷

	市民税の税歴	49
	諸税の税歴	65

# I 寝屋川市の概要

## 1 市の概要

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 km の距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大別され、丘陵地帯は生駒山系の一部をなし海拔約 50m です。平坦地帯は主として沖積層からなる海拔 2～3 m の平地です。

### ○ 市の広さ

面積	24.73 km <sup>2</sup>
東西	6.89 km
南北	7.22 km

## 2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九個荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

こうした中で、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて大阪都市圏のベッドタウンとして年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、かつては肥よくな田園地帯で豊かな緑と水に恵まれた自然の風土はだんだんと少なくなり住宅や工場が立ち並ぶ過密都市としての様相が強く現れてきましたが、昭和 50 年代に入るとその傾向もややおさまり、人口約 25 万人の都市となりました。その後、急激な人口増加はとまり、ほぼ 24 万人で安定し、人口の社会移動も減少するとともに定住化の兆しを示し、こうしたなか、平成 13 年には、特例市に昇格すると共に市制施行 50 周年を迎えました。

### 3 人口・世帯 (各年1月1日現在、外国人登録を含む)

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯あたりの人口 (人)	1平方キ。あたりの人口密度 (人)	人口の前年比 (%)	平成16年を100とした場合の人口指数
17年	248,318	102,658	2.42	10,041	99.4	100.0
18年	246,132	102,873	2.39	9,953	99.1	99.1
19年	244,914	103,654	2.36	9,904	99.5	98.6
20年	243,695	104,218	2.34	9,854	99.5	98.1
21年	243,401	105,184	2.31	9,842	99.9	98.0

図1 人口の推移

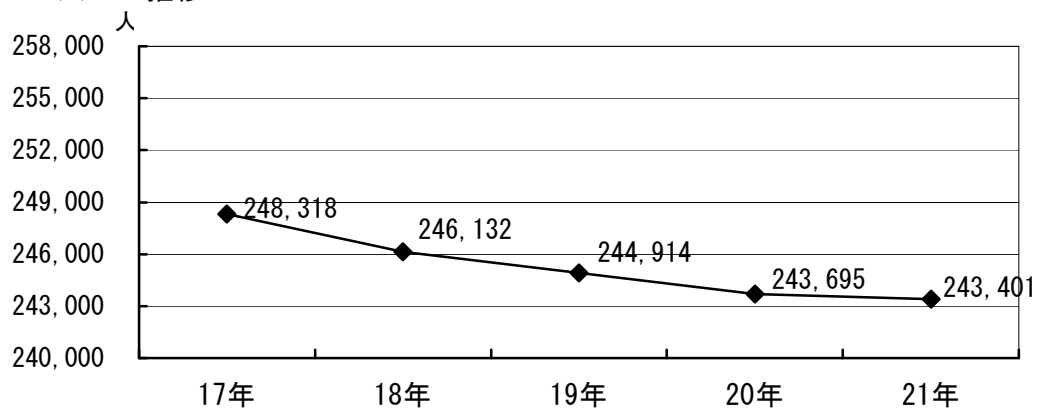
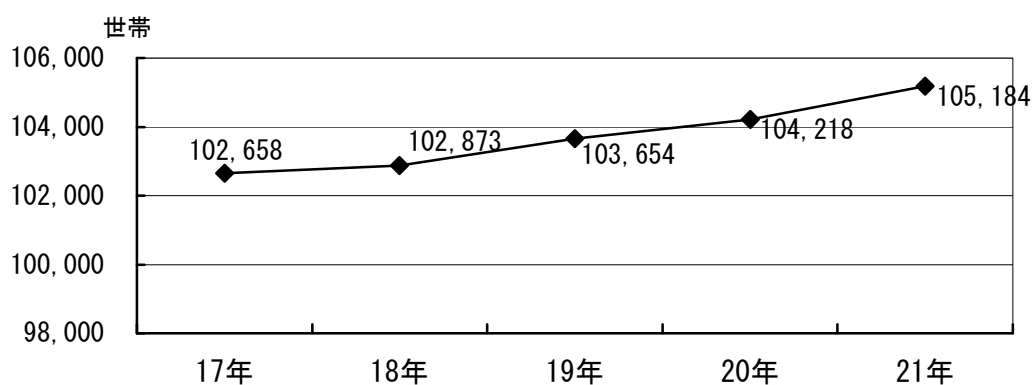


図2 世帯数の推移



## II 財政

### 1 平成20年度一般会計予算並びに決算額

#### (1) 歳入

(単位：千円、%)

款別	予算額	決算額	対予算比率	決算額構成比
市税	30,434,069	29,886,868	98.2	41.7
市民税	14,309,219	14,137,378	98.8	19.7
固定資産税	11,591,512	11,494,112	99.2	16.0
軽自動車税	180,972	179,091	99.0	0.3
市たばこ税	1,432,845	1,475,887	103.0	2.1
特別土地保有税	294,150	0	0.0	0.0
入湯税	8,358	7,659	91.6	0.0
都市計画税	2,617,013	2,592,741	99.1	3.6
地方譲与税	423,000	437,002	103.3	0.6
利子割交付金	377,000	200,148	53.1	0.3
配当割交付金	279,000	78,756	28.2	0.1
株式等譲渡所得割交付金	122,000	27,897	22.9	0.0
地方消費税交付金	2,024,000	1,906,699	94.2	2.7
自動車取得税交付金	330,000	362,984	110.0	0.5
地方特例交付金	391,364	462,928	118.3	0.6
地方交付税	9,380,010	9,383,644	100.0	13.1
交通安全対策特別交付金	46,000	39,831	86.6	0.1
分担金及び負担金	1,033,413	988,377	95.6	1.4
使用料及び手数料	879,681	781,616	88.9	1.1
国庫支出金	16,191,619	13,060,690	80.7	18.2
府支出金	4,556,323	4,380,095	96.1	6.1
財産収入	586,712	481,343	82.0	0.7
寄附金	3,087	1,433	46.4	0.0
繰入金	922,292	520,115	56.4	0.7
繰越金	299,087	299,087	100.0	0.4
諸収入	3,199,434	3,167,315	99.0	4.4
市債	5,932,700	5,261,900	88.7	7.3
計	77,410,791	71,728,728	92.7	100.0

#### (2) 歳出

(単位：千円、%)

款別	予算額	決算額	対予算比率	決算額構成比
議会費	565,213	556,723	98.5	0.8
総務費	12,135,517	9,348,905	77.0	13.1
民生費	30,559,783	29,213,038	95.6	41.0
衛生費	4,312,754	4,087,486	94.8	5.7
産業経費	271,707	225,135	82.9	0.3
土木費	8,235,891	7,064,248	85.8	9.9
消防費	3,161,584	3,156,741	99.8	4.4
教育費	6,789,097	6,510,986	95.9	9.1
災害復旧費	50	0	0.0	0.0
公債費	7,476,027	7,342,440	98.2	10.3
諸支出金	3,868,756	3,867,388	100.0	5.4
予備費	34,412	0	0.0	0.0
計	77,410,791	71,373,090	92.2	100.0

図3 平成20年度一般会計歳入・歳出決算額の構成

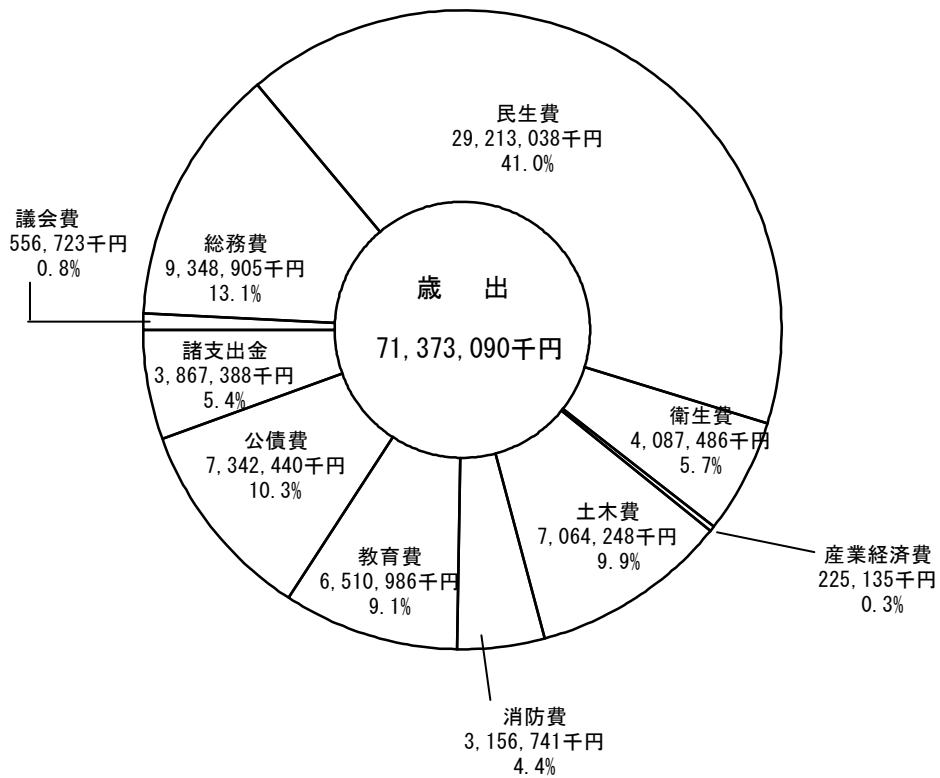
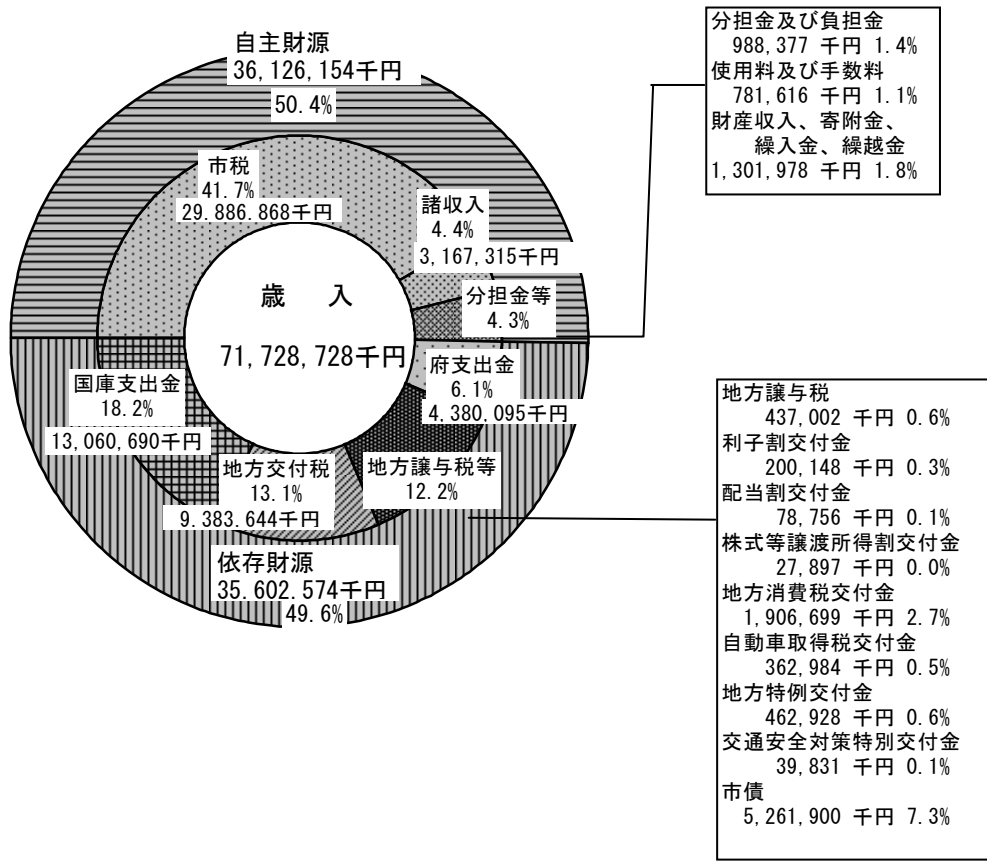
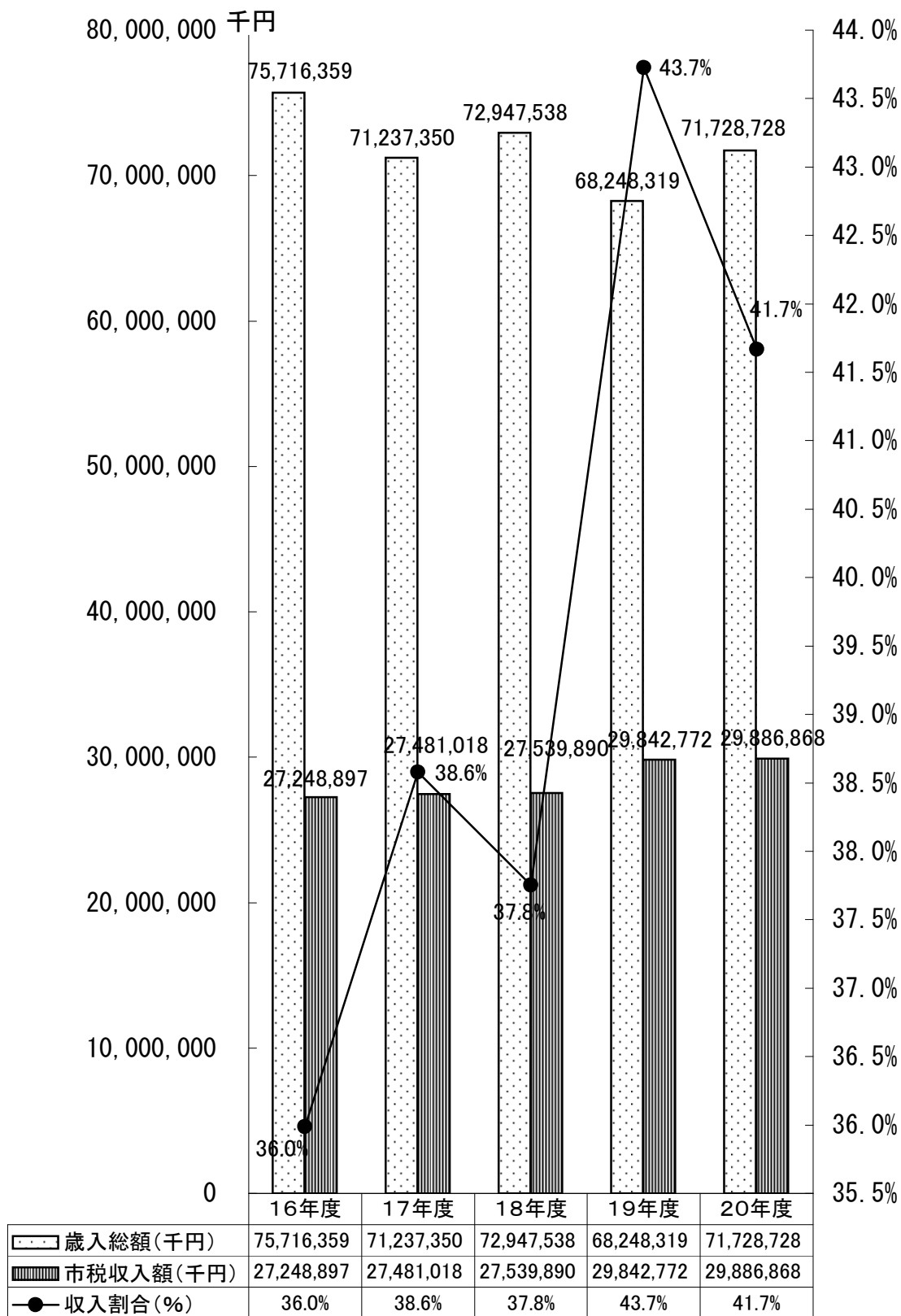




図4 一般会計歳入総額に占める市税収入の割合



## 2 一般会計歳入予算額年度別比較

(単位：千円、%)

款別	年度	18 年 度			19 年 度			20 年 度		
		予 算 額	前年比	構成比	予 算 額	前年比	構成比	予 算 額	前年比	構成比
市 税		28,565,834	103.4	37.8	30,108,155	105.4	42.7	30,434,069	101.1	39.3
地 方 譲 与 税		2,193,000	160.8	2.9	492,000	22.4	0.7	423,000	86.0	0.5
利 子 割 交 付 金		175,322	74.3	0.2	228,000	130.0	0.3	377,000	165.4	0.5
配 当 割 交 付 金		99,000	100.0	0.1	128,000	129.3	0.2	279,000	218.0	0.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		63,000	100.0	0.1	98,000	155.6	0.1	122,000	124.5	0.2
地 方 消 費 税 交 付 金		2,133,057	101.9	2.8	2,407,000	112.8	3.4	2,024,000	84.1	2.6
自 動 車 取 得 税 交 付 金		498,018	106.0	0.6	497,000	99.8	0.7	330,000	66.4	0.4
地 方 特 例 交 付 金		762,778	79.2	1.0	193,223	25.3	0.3	391,364	202.5	0.5
地 方 交 付 税		9,714,242	89.5	12.8	9,468,945	97.5	13.4	9,380,010	99.1	12.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		46,000	100.0	0.1	46,000	100.0	0.1	46,000	100.0	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金		986,666	109.5	1.3	999,377	101.3	1.4	1,033,413	103.4	1.3
使 用 料 及 び 手 数 料		738,340	66.4	1.0	860,511	116.5	1.2	879,681	102.2	1.1
国 庫 支 出 金		12,768,584	114.8	16.9	10,844,650	84.9	15.4	16,191,619	149.3	20.9
府 支 出 金		3,980,123	125.7	5.3	4,423,358	111.1	6.3	4,556,323	103.0	5.9
財 産 収 入		110,886	281.0	0.1	40,299	36.3	0.0	586,712	1,455.9	0.8
寄 附 金		3,363	21.9	0.0	10,835	322.2	0.0	3,087	28.5	0.0
繰 入 金		806,903	116.0	1.1	1,315,064	163.0	1.9	922,292	70.1	1.2
繰 越 金		8,294	13.9	0.0	136,048	1,640.3	0.2	299,087	219.8	0.4
諸 収 入		4,319,957	79.4	5.7	3,085,010	71.4	4.4	3,199,434	103.7	4.1
市 債		7,704,400	110.0	10.2	5,138,800	66.7	7.3	5,932,700	115.4	7.7
計		75,677,767	103.2	100.0	70,520,275	93.2	100.0	77,410,791	109.8	100.0

## 3 一般会計歳入決算額年度別比較

(単位：千円、%)

款別	年度	18 年 度			19 年 度			20 年 度		
		決 算 額	前年比	構成比	決 算 額	前年比	構成比	決 算 額	前年比	構成比
市 税		27,539,890	100.2	37.8	29,842,772	108.4	43.7	29,886,868	100.1	41.7
地 方 譲 与 税		2,143,344	157.1	3.0	452,726	21.1	0.7	437,002	96.5	0.6
利 子 割 交 付 金		175,322	74.3	0.2	226,725	129.3	0.3	200,148	88.3	0.3
配 当 割 交 付 金		181,630	141.5	0.2	200,664	110.5	0.3	78,756	39.2	0.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		142,210	89.9	0.2	122,392	86.1	0.2	27,897	22.8	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金		2,133,057	102.1	2.9	2,061,528	96.6	3.0	1,906,699	92.5	2.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金		458,700	94.2	0.6	389,851	85.0	0.6	362,984	93.1	0.5
地 方 特 例 交 付 金		762,778	79.2	1.1	193,223	25.3	0.3	462,928	239.6	0.6
地 方 交 付 税		9,714,242	89.5	13.3	9,476,502	97.6	13.9	9,383,644	99.0	13.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		46,435	104.0	0.1	44,626	96.1	0.1	39,831	89.3	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金		956,239	104.1	1.3	968,647	101.3	1.4	988,377	102.0	1.4
使 用 料 及 び 手 数 料		699,492	66.7	1.0	875,607	125.2	1.3	781,616	89.3	1.1
国 庫 支 出 金		12,482,098	120.9	17.1	10,289,631	82.4	15.1	13,060,690	126.9	18.2
府 支 出 金		3,718,181	106.5	5.1	4,265,634	114.7	6.2	4,380,095	102.7	6.1
財 産 収 入		181,970	428.1	0.2	50,651	27.8	0.1	481,343	950.3	0.7
寄 附 金		1,212	8.5	0.0	11,876	979.9	0.0	1,433	12.1	0.0
繰 入 金		231,148	80.6	0.3	600,083	259.6	0.9	520,115	86.7	0.7
繰 越 金		8,294	13.9	0.0	136,048	1,640.3	0.2	299,087	219.8	0.4
諸 収 入		4,377,696	81.4	6.0	3,173,733	72.5	4.6	3,167,315	99.8	4.4
市 債		6,993,600	119.1	9.6	4,865,400	69.6	7.1	5,261,900	108.1	7.3
計		72,947,538	102.4	100.0	68,248,319	93.6	100.0	71,728,728	105.1	100.0

#### 4 一般会計歳出予算額年度別比較

(単位：千円、%)

款別	年度	18 年 度			19 年 度			20 年 度		
		予 算 額	前年比	構成比	予 算 額	前年比	構成比	予 算 額	前年比	構成比
議 会 費		558,613	98.9	0.7	574,956	102.9	0.8	565,213	98.3	0.7
総 務 費		7,698,323	90.4	10.2	7,526,034	97.8	10.7	12,135,517	161.2	15.7
民 生 費		28,228,149	103.9	37.3	28,806,463	102.0	40.9	30,559,783	106.1	39.5
衛 生 費		5,521,861	86.4	7.3	5,148,781	93.2	7.3	4,312,754	83.8	5.6
産 業 経 済 費		283,025	65.7	0.4	260,325	92.0	0.4	271,707	104.4	0.3
土 木 費		13,668,307	119.9	18.1	8,564,293	62.7	12.1	8,235,891	96.2	10.6
消 防 費		3,210,130	99.8	4.2	3,323,015	103.5	4.7	3,161,584	95.1	4.1
教 育 費		6,756,014	106.7	8.9	6,135,493	90.8	8.7	6,789,097	110.7	8.8
災 害 復 旧 費		50	100.0	0.0	50	100.0	0.0	50	100.0	0.0
公 債 費		6,674,370	101.0	8.8	7,294,188	109.3	10.3	7,476,027	102.5	9.7
諸 支 出 金		2,899,264	115.4	3.8	2,824,349	97.4	4.0	3,868,756	137.0	5.0
予 備 費		59,408	75.0	0.1	62,328	104.9	0.1	34,412	55.2	0.0
繰 上 充 用 金		120,253	89.8	0.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
計		75,677,767	103.2	100.0	70,520,275	93.2	100.0	77,410,791	109.8	100.0

#### 5 一般会計歳出決算額年度別比較

(単位：千円、%)

款別	年度	18 年 度			19 年 度			20 年 度		
		決 算 額	前年比	構成比	決 算 額	前年比	構成比	決 算 額	前年比	構成比
議 会 費		551,334	98.9	0.8	555,899	100.8	0.8	556,723	100.1	0.8
総 務 費		7,465,184	90.3	10.2	7,313,599	98.0	10.8	9,348,905	127.8	13.1
民 生 費		26,855,480	102.3	36.9	27,944,268	104.1	41.1	29,213,038	104.5	41.0
衛 生 費		5,312,899	86.0	7.3	4,934,003	92.9	7.3	4,087,486	82.8	5.7
産 業 経 済 費		257,504	62.4	0.3	249,477	96.9	0.4	225,135	90.2	0.3
土 木 費		13,116,995	117.7	18.0	7,727,846	58.9	11.4	7,064,248	91.4	9.9
消 防 費		3,202,705	99.8	4.4	3,320,536	103.7	4.9	3,156,741	95.1	4.4
教 育 費		6,476,779	104.8	8.9	5,859,546	90.5	8.6	6,510,986	111.1	9.1
公 債 費		6,555,134	100.9	9.0	7,221,930	110.2	10.6	7,342,440	101.7	10.3
諸 支 出 金		2,897,223	115.4	4.0	2,822,128	97.4	4.1	3,867,388	137.0	5.4
繰 上 充 用 金		120,253	89.8	0.2	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
計		72,811,490	102.0	100.0	67,949,232	93.3	100.0	71,373,090	105.0	100.0

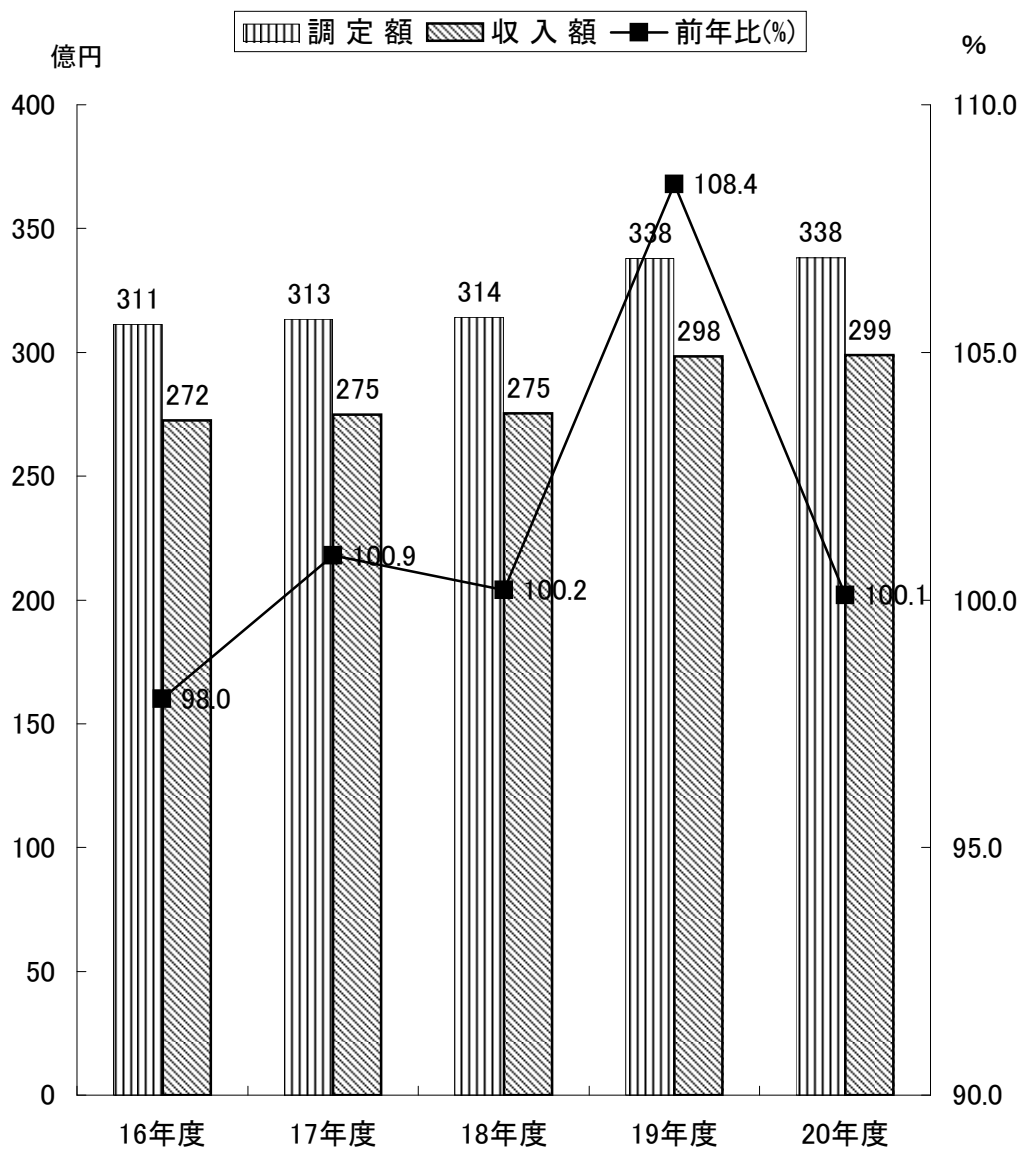
### Ⅲ 市税総括

#### 1 市税収入等の年度別比較

(単位：千円、%)

区分 年度	予算額		調定額		収入額	
		前年比		前年比		前年比
16	28,367,173	98.3	31,142,541	98.3	27,248,897	98.0
17	27,620,067	97.4	31,336,371	100.6	27,481,018	100.9
18	28,565,834	103.4	31,423,793	100.3	27,539,890	100.2
19	30,108,155	105.4	33,784,643	107.5	29,842,772	108.4
20	30,434,069	101.1	33,824,808	100.1	29,886,868	100.1

図5 市税調定額及び収入額の推移

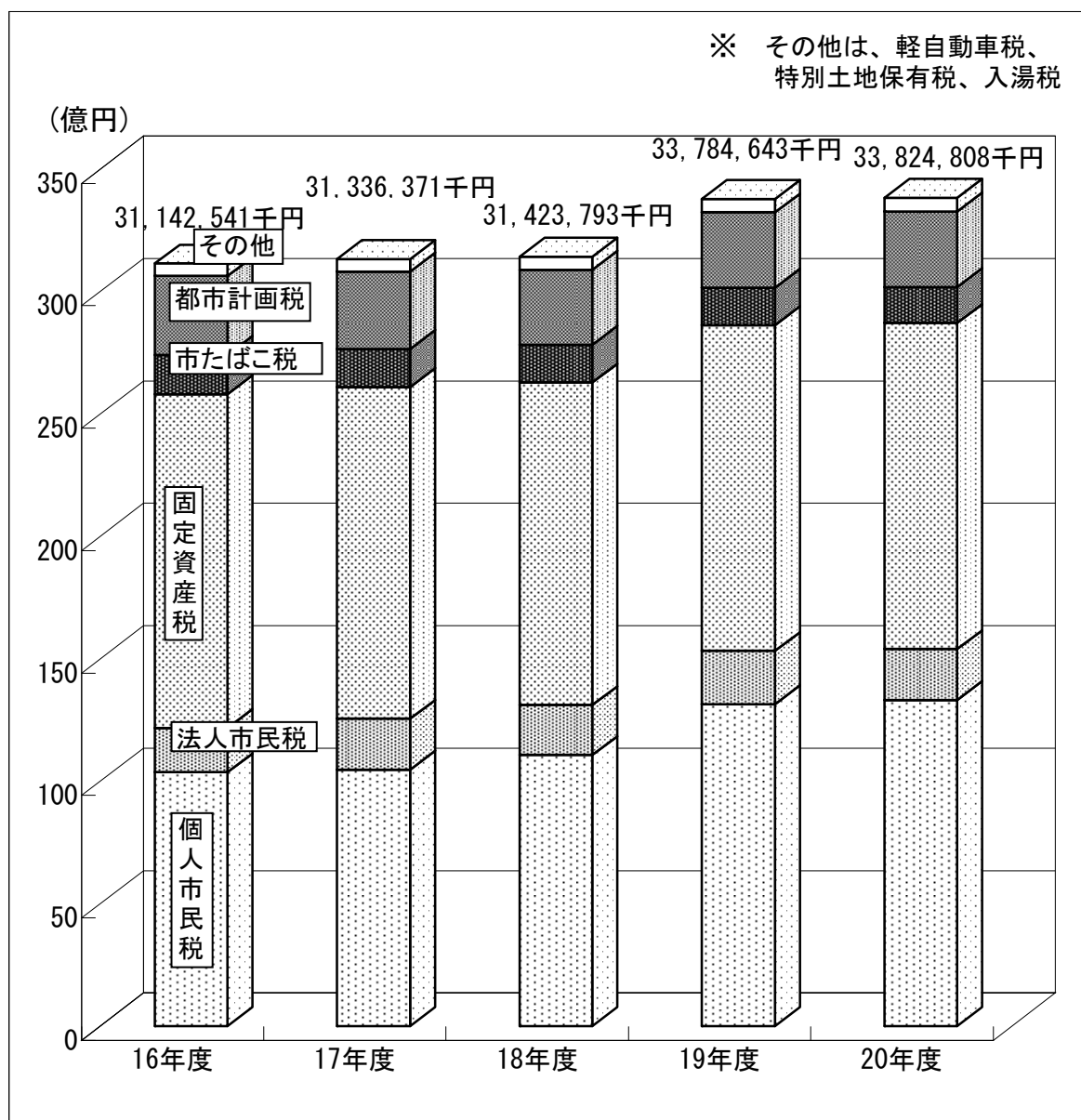


## 2 市税調定額及び収入額の年度別比較

(単位：千円、%)

年度 税目		18年度			19年度			20年度				
		調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率		
市 民 税	個人	現年	10,252,514	9,969,737	97.2	12,321,393	11,905,627	96.6	12,392,502	11,913,983	96.1	
		滞繰	819,871	140,814	17.2	824,395	153,429	18.6	927,746	185,161	20.0	
		計	11,072,385	10,110,551	91.3	13,145,788	12,059,056	91.7	13,320,248	12,099,144	90.8	
	法人	現年	2,022,950	2,017,088	99.7	2,170,010	2,154,156	99.3	2,059,731	2,033,306	98.7	
		滞繰	20,684	9,957	48.1	8,193	2,961	36.1	18,599	4,928	26.5	
		計	2,043,634	2,027,045	99.2	2,178,203	2,157,117	99.0	2,078,330	2,038,234	98.1	
	計	13,116,019	12,137,596	92.5	15,323,991	14,216,173	92.8	15,398,578	14,137,378	91.8		
	固定 資産 税	純固定資産税	現年	11,023,778	10,726,342	97.3	11,180,609	10,866,725	97.2	11,287,847	11,016,714	97.6
			滞繰	1,866,654	166,810	8.9	1,850,551	218,179	11.8	1,774,613	219,583	12.4
			計	12,890,432	10,893,152	84.5	13,031,160	11,084,904	85.1	13,062,460	11,236,297	86.0
交(納)付金		現年	280,782	280,782	100.0	271,831	271,831	100.0	257,815	257,815	100.0	
計	13,171,214	11,173,934	84.8	13,302,991	11,356,735	85.4	13,320,275	11,494,112	86.3			
軽自動車税	現年	180,407	161,610	89.6	184,836	168,008	90.9	189,789	173,704	91.5		
	滞繰	59,402	5,258	8.9	63,551	5,713	9.0	65,444	5,387	8.2		
	計	239,809	166,868	69.6	248,387	173,721	69.9	255,233	179,091	70.2		
市たばこ税	現年	1,548,660	1,548,660	100.0	1,540,732	1,540,732	100.0	1,475,887	1,475,887	100.0		
特別土地保有税	現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—		
	滞繰	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0		
	計	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0		
入湯税	現年	2,238	2,238	100.0	8,024	8,024	100.0	7,659	7,659	100.0		
都市計画税	現年	2,539,726	2,463,900	97.0	2,566,495	2,487,188	96.9	2,601,657	2,533,067	97.4		
	滞繰	511,987	46,694	9.1	499,883	60,199	12.0	471,379	59,674	12.7		
	計	3,051,713	2,510,594	82.3	3,066,378	2,547,387	83.1	3,073,036	2,592,741	84.4		
合計	現年	27,851,055	27,170,357	97.6	30,243,930	29,402,291	97.2	30,272,887	29,412,135	97.2		
	滞繰	3,572,738	369,533	10.3	3,540,713	440,481	12.4	3,551,921	474,733	13.4		
	計	31,423,793	27,539,890	87.6	33,784,643	29,842,772	88.3	33,824,808	29,886,868	88.4		

図6 市税調定額の構成



(単位：%)

税目 \ 年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
個人市民税	33.3	33.4	35.2	38.9	39.4
法人市民税	5.8	6.6	6.5	6.4	6.1
固定資産税	43.8	43.3	41.9	39.4	39.4
軽自動車税	0.7	0.7	0.8	0.7	0.8
市たばこ税	5.1	4.9	4.9	4.6	4.3
特別土地保有税	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	10.4	10.2	9.7	9.1	9.1

### 3 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位：円)

	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
人口	247,163人		245,753人		244,189人		243,232人		243,351人	
世帯数	102,571世帯		103,219世帯		103,701世帯		104,344世帯		105,493世帯	
	1人あたり	1世帯あたり	1人あたり	1世帯あたり	1人あたり	1世帯あたり	1人あたり	1世帯あたり	1人あたり	1世帯あたり
市民税	45,079	108,626	47,085	112,106	49,707	117,043	58,447	136,243	58,095	134,012
個人市民税	37,856	91,220	38,754	92,270	41,406	97,497	49,578	115,570	49,719	114,691
法人市民税	7,223	17,406	8,331	19,836	8,301	19,546	8,869	20,673	8,376	19,321
固定資産税	47,233	113,816	47,157	112,276	45,759	107,751	46,691	108,840	47,233	108,956
軽自動車税	602	1,451	630	1,500	683	1,609	714	1,665	736	1,698
市たばこ税	6,460	15,566	6,266	14,920	6,342	14,934	6,335	14,766	6,065	13,991
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	0	0	0	0	9	22	33	77	31	73
都市計画税	10,873	26,200	10,685	25,439	10,281	24,210	10,473	24,413	10,654	24,577
合計	110,247	265,659	111,824	266,240	112,781	265,570	122,693	286,004	122,814	283,307

(人口・世帯数は、外国人登録含む各年度末現在)

# IV 市民税

## 1 個人市民税

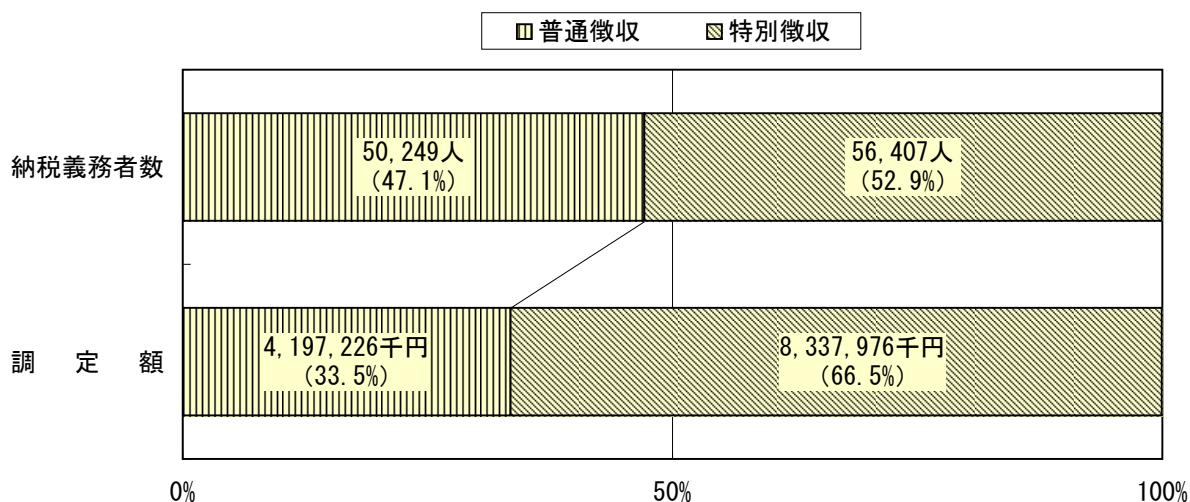
### (1) 納税義務者数の年度別比較

(単位：人、%)

区分	年度	18年度			19年度			20年度		
		納税義務者数	前年比	構成比	納税義務者数	前年比	構成比	納税義務者数	前年比	構成比
普通徴収	所得割のみ	163	9.7	0.3	207	127.0	0.4	375	181.2	0.7
	均等割のみ	3,574	79.5	7.3	3,921	109.7	7.9	4,159	106.1	8.3
	均等割・所得割	45,646	114.5	92.4	45,667	100.0	91.7	45,715	100.1	91.0
	計	49,383	107.2	100.0	49,795	100.8	100.0	50,249	100.9	100.0
	所得割	45,809	110.3		45,874	100.1		46,090	100.5	
	均等割	49,220	110.9		49,588	100.7		49,874	100.6	
特別徴収	所得割のみ	0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
	均等割のみ	867	104.7	1.6	853	98.4	1.5	855	100.2	1.5
	均等割・所得割	54,914	99.6	98.4	55,395	100.9	98.5	55,552	100.3	98.5
	計	55,781	99.7	100.0	56,248	100.8	100.0	56,407	100.3	100.0
	所得割	54,914	99.6		55,395	100.9		55,552	100.3	
	均等割	55,781	99.7		56,248	100.8		56,407	100.3	
合計	所得割のみ	163	9.7	0.2	207	127.0	0.2	375	181.2	0.4
	均等割のみ	4,441	83.4	4.2	4,774	107.5	4.5	5,014	105.0	4.7
	均等割・所得割	100,560	105.9	95.6	101,062	100.5	95.3	101,267	100.2	94.9
	計	105,164	103.1	100.0	106,043	100.8	100.0	106,656	100.6	100.0
	所得割	100,723	104.2		101,269	100.5		101,642	100.4	
	均等割	105,001	104.7		105,836	100.8		106,281	100.4	

(各年度 最終調定による)

図7 平成20年度納税義務者数及び調定額の構成（滞納繰越分を除く）





(2) 給与に係る特別徴収義務者数の年度別比較

(単位：者、%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
特別徴収義務者数	19,806	19,685	19,746	19,695	19,389
前年比	98.5	99.4	100.3	99.7	98.4

(各年度最終調定による(ただし、21年度は課税状況調による))

(3) 調定額の年度別比較

(単位：千円、%)

区分	年度	18年度			19年度			20年度		
		調定額	前年比	構成比	調定額	前年比	構成比	調定額	前年比	構成比
普通徴収	所得割	3,279,509	109.3		4,014,922	122.4		4,054,526	101.0	
	均等割	134,862	112.7		139,425	103.4		142,700	102.3	
	計	3,414,371	109.5	33.3	4,154,347	121.7	33.7	4,197,226	101.0	33.5
特別徴収	所得割	6,669,183	105.4		7,995,404	119.9		8,165,268	102.1	
	均等割	168,960	105.0		171,642	101.6		172,708	100.6	
	計	6,838,143	105.4	66.7	8,167,046	119.4	66.3	8,337,976	102.1	66.5
合計	所得割	9,948,692	106.6		12,010,326	120.7		12,219,794	101.7	
	均等割	303,822	108.3		311,067	102.4		315,408	101.4	
	計	10,252,514	106.7	100.0	12,321,393	120.2	100.0	12,535,202	101.7	100.0

(各年度 最終調定による)

(4) 納税義務者1人あたり調定額の年度別比較

(単位：円、%)

区分	年度	18年度		19年度		20年度	
		調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
普通徴収		69,141	102.1	83,429	120.7	83,529	100.1
特別徴収		122,589	105.7	145,197	118.4	147,818	101.8
全体		97,491	103.5	116,192	119.2	117,529	101.2

(各年度 最終調定による)

## (5) 所得者別市民税負担額の年度別比較

年 度	所得者区分	給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	合 計	左のうち 分離譲渡 所得者
19 年 度	納税義務者数 (人)	78,150	7,446	8	18,551	104,155	1,104
	構 成 比 (%)	75.0	7.1	0.0	17.9	100.0	1.1
	市民税額 (千円)	10,003,482	696,067	373	1,585,215	12,285,137	558,656
	構 成 比 (%)	81.4	5.7	0.0	12.9	100.0	4.5
	1人あたり市民税額 (円)	128,004	93,482	46,625	85,452	117,951	506,029
20 年 度	納税義務者数 (人)	78,480	7,235	9	18,701	104,425	978
	構 成 比 (%)	75.2	6.9	0.0	17.9	100.0	0.9
	19年度を100とした場合 の指数	101.5	93.2	75.0	102.3	101.0	83.0
	市民税額 (千円)	9,711,567	653,413	905	1,694,292	12,060,177	488,567
	構 成 比 (%)	80.5	5.4	0.0	14.1	100.0	4.1
	19年度を100とした場合 の指数	123.4	99.1	354.9	124.0	121.9	93.2
	1人あたり市民税額 (円)	123,746	90,313	100,556	90,599	115,491	499,557
21 年 度	納税義務者数 (人)	78,865	6,750	14	18,728	104,443	569
	構 成 比 (%)	75.5	6.5	0.0	18.0	100.0	0.5
	19年度を100とした場合 の指数	100.9	90.7	175.0	101.0	100.3	51.5
	市民税額 (千円)	9,628,627	562,990	352	1,514,658	11,706,617	262,631
	構 成 比 (%)	82.2	4.8	0.0	13.0	100.0	2.2
	19年度を100とした場合 の指数	96.3	80.9	94.4	95.5	95.3	47.0
	1人あたり市民税額 (円)	122,090	83,406	25,143	80,877	112,086	461,566

(各年度 課税状況調による)

## (6) 所得者（所得割を納める者）別所得金額等の年度別比較

所得者区分 年 度		給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の 所得者	分離譲渡 所得者	合 計
		19	納税義務者数（人）	75,758	6,566	5	16,173
年 度	所得金額（千円）	250,054,457	18,939,455	10,832	37,991,184	14,548,827	321,544,755
	構成比（％）	77.8	5.9	0.0	11.8	4.5	100.0
	1人あたりの 所得額（円）	3,300,700	2,884,474	2,166,400	2,349,050	13,178,285	3,228,167
20	納税義務者数（人）	76,100	6,330	7	16,243	978	99,658
年 度	所得金額（千円）	250,458,039	18,527,596	23,987	38,269,874	14,145,116	321,424,612
	構成比（％）	77.9	5.8	0.0	11.9	4.4	100.0
	1人あたりの 所得額（円）	3,291,170	2,926,950	3,426,714	2,356,084	14,463,309	3,225,277
21	納税義務者数（人）	76,616	5,834	4	16,343	569	99,366
年 度	所得金額（千円）	250,941,154	16,380,996	8,466	38,262,941	8,061,502	313,655,059
	構成比（％）	80.0	5.2	0.0	12.2	2.6	100.0
	1人あたりの 所得額（円）	3,275,310	2,807,850	2,116,500	2,341,243	14,167,842	3,156,563

(各年度 課税状況調による)

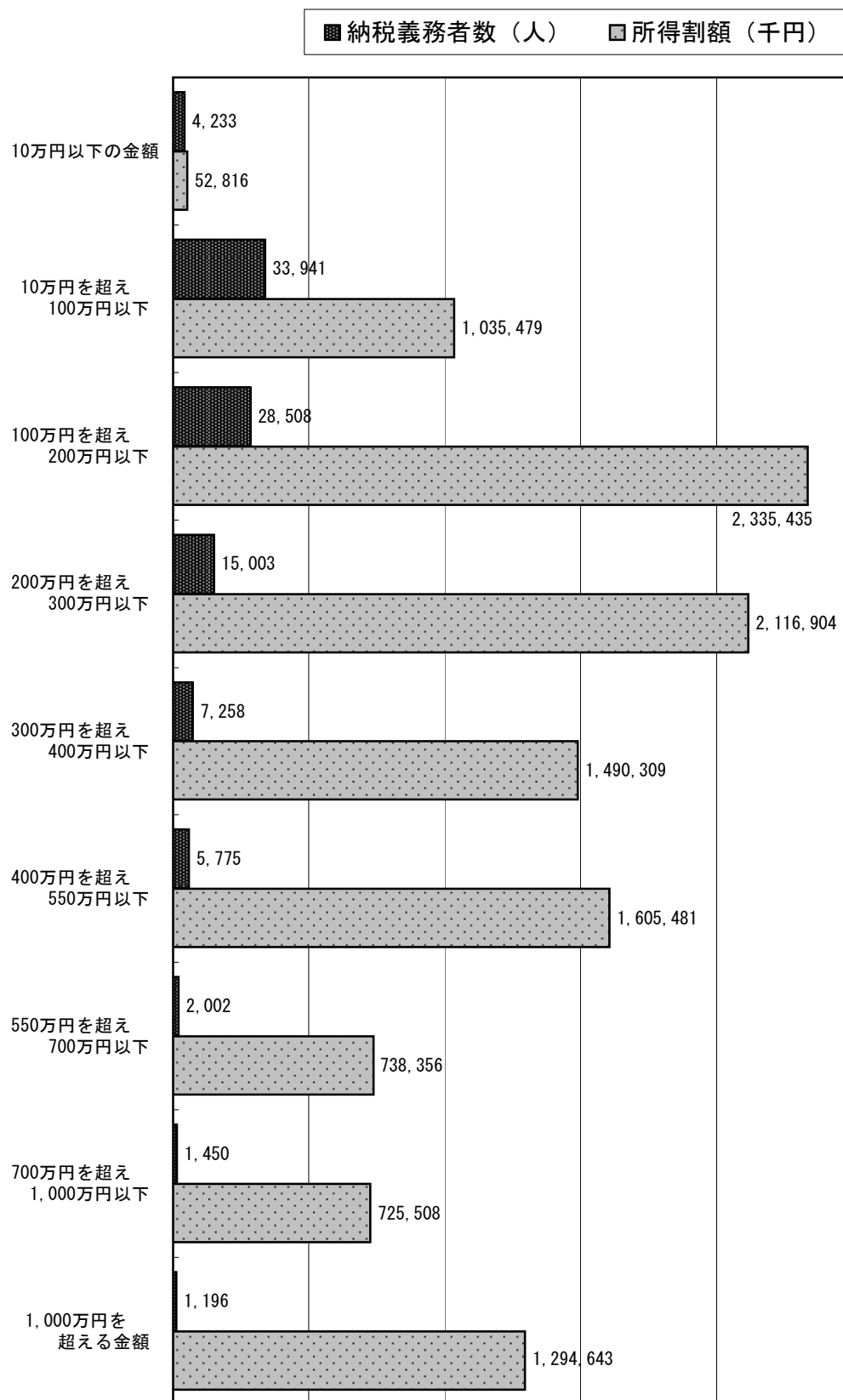
(7) 平成21年度課税標準段階別総所得金額及び所得割額

(単位：人、千円)

課税標準額	区分	納税 義務者数	総所得金額等		所得割額	
				分離譲渡所得 に係る分		分離譲渡所得 に係る分
	10万円以下の金額	4,233	2,916,186	1,649,071	52,816	45,956
	10万円を超え 100万円以下	33,941	48,738,208	439,671	1,035,479	15,696
	100万円を超え 200万円以下	28,508	71,598,303	332,469	2,335,435	14,913
	200万円を超え 300万円以下	15,003	56,593,500	180,194	2,116,904	12,296
	300万円を超え 400万円以下	7,258	36,591,485	524,119	1,490,309	22,493
	400万円を超え 550万円以下	5,775	37,264,833	199,834	1,605,481	21,650
	550万円を超え 700万円以下	2,002	16,098,972	224,703	738,356	17,464
	700万円を超え 1,000万円以下	1,450	14,816,347	491,998	725,508	32,511
	1,000万円を 超える金額	1,196	23,653,313	1,341,853	1,294,643	79,652
	計	99,366	308,271,147	5,383,912	11,394,931	262,631

(課税状況調による)

図8 平成21年度 課税標準段階別所得割額等の構成



## 2 法人市民税

### (1) 法人数の年度別比較

区 分		年 度		
		18年度	19年度	20年度
法 人 数		4,108	4,144	4,087
資 本 金 別	1億円を超える法人及び相互会社	392	375	378
	1千万円を超え1億円以下の法人	666	645	620
	1千万円以下の法人	3,050	3,124	3,089
	計	4,108	4,144	4,087
納 税 金 額 別	均等割のみ	2,453	2,447	2,491
	均等割を超え100万円未満	1,426	1,482	1,393
	100万円以上	229	215	203
	計	4,108	4,144	4,087

図9 資本金別法人数の推移

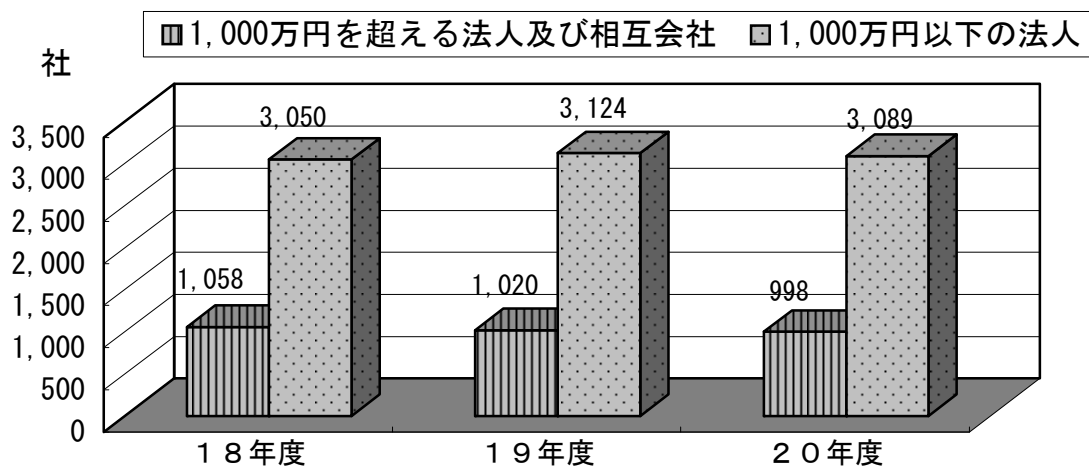
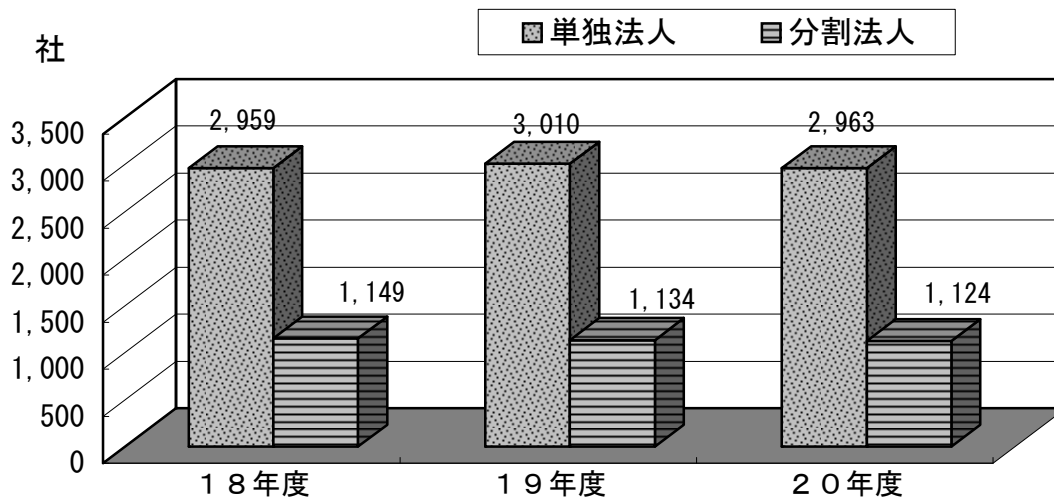


図10 分類（分割・単独）別法人数の推移



(2) 平成20年度決算期別法人数

区分 決算	普通法人		協同組合		医療法人		公益法人		その他		合 計		
	単独	分割	単独	分割	単独	分割	単独	分割	単独	分割	単独	分割	合計
1月	89	35	2						1	1	92	36	128
2月	172	103		1	1						173	104	277
3月	506	433	11	2	8	2	12	5	73	4	610	446	1,056
4月	201	40			7				2		210	40	250
5月	234	60	2		7				1		244	60	304
6月	262	65	1		20	3					283	68	351
7月	213	45			4				1	1	218	46	264
8月	252	78	1		8	1			3		264	79	343
9月	366	95	2		7				3		378	95	473
10月	135	35			1					1	136	36	172
11月	102	27			1						103	27	130
12月	232	83	1		16	2	1	1	2	1	252	87	339
計	2,764	1,099	20	3	80	8	13	6	86	8	2,963	1,124	4,087

(3) 平成20年度申告法人の内訳

① 組織別申告法人数

	法人数
株式会社	2,382
有限会社	1,456
合名会社	1
合資会社	10
相互会社	6
医療法人	88
財団法人	8
社団法人	3
協同組合	14
その他	119
計	4,087

② 均等割区分別申告法人数

	均等割の額	法人数
1号法人	60,000円	3,061
2号法人	144,000円	28
3号法人	156,000円	567
4号法人	180,000円	53
5号法人	192,000円	125
6号法人	480,000円	24
7号法人	492,000円	188
8号法人	2,100,000円	11
9号法人	3,600,000円	30
計		4,087

(平成21年3月31日現在)

## (4) 平成20年度月別調定額

(単位：円、%)

	現 年 度				過 年 度				合 計			
	法人税割額	均等割額	計	構成比	法人税割額	均等割額	計	構成比	法人税割額	均等割額	計	構成比
4月	41,899,400	24,886,000	66,785,400	3.3	17,434,900	5,239,000	22,673,900	49.6	59,334,300	30,125,000	89,459,300	4.4
5月	425,152,000	81,783,000	506,935,000	25.2	1,647,500	388,000	2,035,500	4.4	426,799,500	82,171,000	508,970,500	24.7
6月	297,375,100	92,651,000	390,026,100	19.4	3,255,000	480,000	3,735,000	8.2	300,630,100	93,131,000	393,761,100	19.1
7月	67,818,400	43,305,000	111,123,400	5.5	2,238,000	0	2,238,000	4.9	70,056,400	43,305,000	113,361,400	5.5
8月	65,992,300	30,714,000	96,706,300	4.8	2,595,500	474,000	3,069,500	6.7	68,587,800	31,188,000	99,775,800	4.9
9月	24,065,500	18,351,000	42,416,500	2.1	896,100	570,000	1,466,100	3.2	24,961,600	18,921,000	43,882,600	2.1
10月	58,461,000	37,100,000	95,561,000	4.7	1,494,000	5,000	1,499,000	3.3	59,955,000	37,105,000	97,060,000	4.7
11月	444,929,700	92,541,000	537,470,700	26.7	2,799,900	0	2,799,900	6.1	447,729,600	92,541,000	540,270,600	26.2
12月	17,353,300	17,833,000	35,186,300	1.7	1,065,200	0	1,065,200	2.3	18,418,500	17,833,000	36,251,500	1.8
1月	27,591,000	14,438,000	42,029,000	2.1	618,000	55,000	673,000	1.5	28,209,000	14,493,000	42,702,000	2.1
2月	31,283,600	24,690,000	55,973,600	2.8	2,359,200	0	2,359,200	5.2	33,642,800	24,690,000	58,332,800	2.8
3月	8,860,400	24,956,000	33,816,400	1.7	2,087,500	0	2,087,500	4.6	10,947,900	24,956,000	35,903,900	1.7
計	1,510,781,700	503,248,000	2,014,029,700	100.0	38,490,800	7,211,000	45,701,800	100.0	1,549,272,500	510,459,000	2,059,731,500	100.0

## (5) 月別調定額の年度別比較

(単位：社、円、%)

	18 年 度				19 年 度				20 年 度			
	法人数	調 定 額	構成比	前年比	法人数	調 定 額	構成比	前年比	法人数	調 定 額	構成比	前年比
4月	275	78,199,000	3.9	96.2	266	77,646,700	3.6	99.3	278	89,459,300	4.4	115.2
5月	757	477,841,700	23.6	92.7	772	546,248,900	25.2	114.3	783	508,970,500	24.7	93.2
6月	504	305,824,300	15.1	87.7	506	380,645,800	17.5	124.5	484	393,761,100	19.1	103.4
7月	333	81,679,400	4.0	110.3	342	81,749,900	3.8	100.1	341	113,361,400	5.5	138.7
8月	357	107,220,900	5.3	116.2	365	105,726,100	4.9	98.6	351	99,775,800	4.9	94.4
9月	278	52,334,700	2.6	97.5	284	49,665,500	2.3	94.9	280	43,882,600	2.1	88.4
10月	346	99,840,100	4.9	103.7	345	105,333,800	4.8	105.5	335	97,060,000	4.7	92.1
11月	468	578,109,700	28.6	102.4	473	606,732,900	27.9	105.0	456	540,270,600	26.2	89.0
12月	183	44,444,700	2.2	110.4	192	42,831,300	2.0	96.4	186	36,251,500	1.8	84.6
1月	135	44,769,700	2.2	83.0	133	42,019,700	1.9	93.9	141	42,702,000	2.1	101.6
2月	304	84,186,700	4.2	116.8	308	68,403,000	3.2	81.3	305	58,332,800	2.8	85.3
3月	168	68,498,700	3.4	101.5	158	63,006,000	2.9	92.0	147	35,903,900	1.7	57.0
計	4,108	2,022,949,600	100.0	98.2	4,144	2,170,009,600	100.0	107.3	4,087	2,059,731,500	100.0	94.9



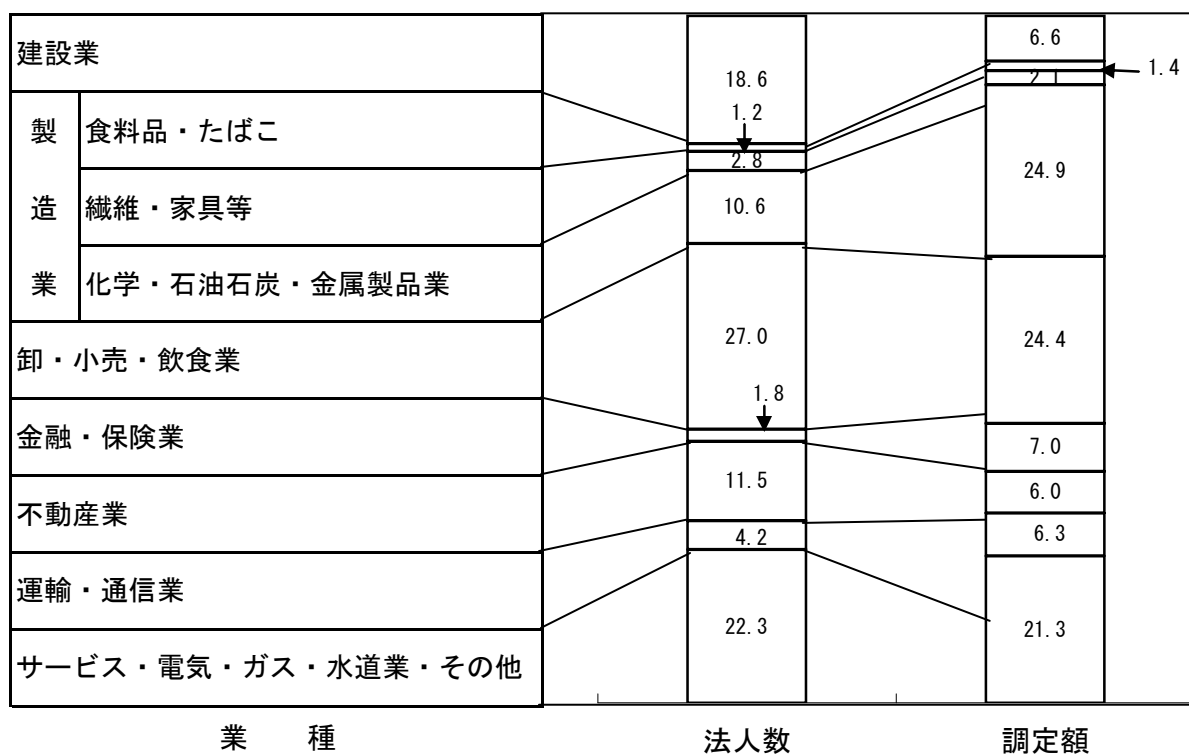
(6) 平成20年度業種別調定額の構成

(単位：社、円、%)

業種別	区分	法人数	調定額		
			構成比	構成比	
農・林・漁・鉱業		8	0.2	1,688,800	0.1
建設業		761	18.6	136,988,200	6.6
製造業	食料品・たばこ	47	1.2	29,428,800	1.4
	繊維・家具等	116	2.8	43,563,900	2.1
	化学・石油石炭・金属製品業	431	10.6	512,378,800	24.9
卸・小売・飲食業		1,105	27.0	502,475,900	24.4
金融・保険業		75	1.8	143,244,000	7.0
不動産業		471	11.5	123,331,400	6.0
運輸・通信業		171	4.2	129,386,800	6.3
サービス・電気・ガス・水道業・その他		902	22.1	437,244,900	21.2
計		4,087	100.0	2,059,731,500	100.0

図11 平成20年度主要業種別法人数及び調定額の構成

(単位：%)



(7) 業種別調定額の年度別比較

(単位：件、円、%)

業種別	18年度			19年度			20年度			
	申告数	調定額	前年比	申告数	調定額	前年比	申告数	調定額	前年比	
農・林・漁・鉱業	9	1,741,500	154.0	9	1,921,700	110.3	9	1,688,800	87.9	
建設業	1,090	157,835,200	122.1	1,072	156,577,800	99.2	1,035	136,988,200	87.5	
製造業	食料品・たばこ	83	27,329,100	66.0	69	45,951,300	168.1	66	29,428,800	64.0
	繊維・家具等	176	114,557,900	120.0	174	76,450,000	66.7	172	43,563,900	57.0
	化学・石油石炭・金属製品業	704	534,963,500	92.3	704	494,949,000	92.5	674	512,378,800	103.5
卸・小売・飲食業	1,668	469,635,600	96.4	1,713	491,849,900	104.7	1,671	502,475,900	102.2	
金融・保険業	128	146,212,500	119.2	139	166,527,800	113.9	134	143,244,000	86.0	
不動産業	596	166,461,700	128.7	618	162,582,400	97.7	617	123,331,400	75.9	
運輸・通信業	285	111,983,400	59.1	277	304,960,700	272.3	256	129,386,800	42.4	
サービス・電気・ガス・水道業・その他	1,265	292,229,200	102.6	1,312	268,239,000	91.8	1,316	437,244,900	163.0	
計	6,004	2,022,949,600	98.2	6,087	2,170,009,600	107.3	5,950	2,059,731,500	94.9	

# V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

## 1 固定資産税

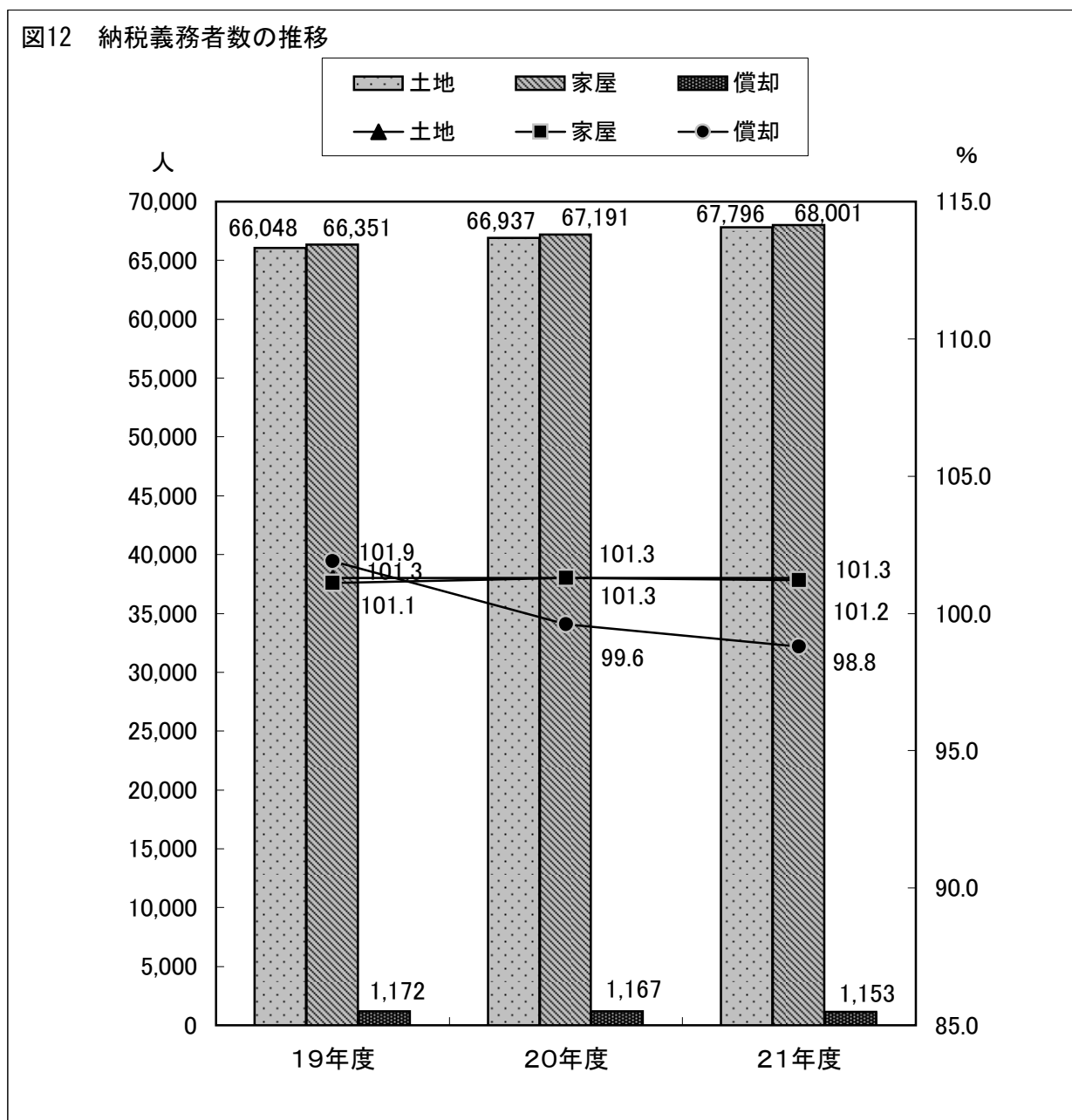
### (1) 納税義務者数の年度別比較

(単位：人、%)

区分	19年度		20年度		21年度	
	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比	納税義務者数	前年比
土地	66,048	101.3	66,937	101.3	67,796	101.3
家屋	66,351	101.1	67,191	101.3	68,001	101.2
償却資産	1,172	101.9	1,167	99.6	1,153	98.8

(概要調書による)

図12 納税義務者数の推移



棒グラフ=納税義務者数 折れ線グラフ=伸び率

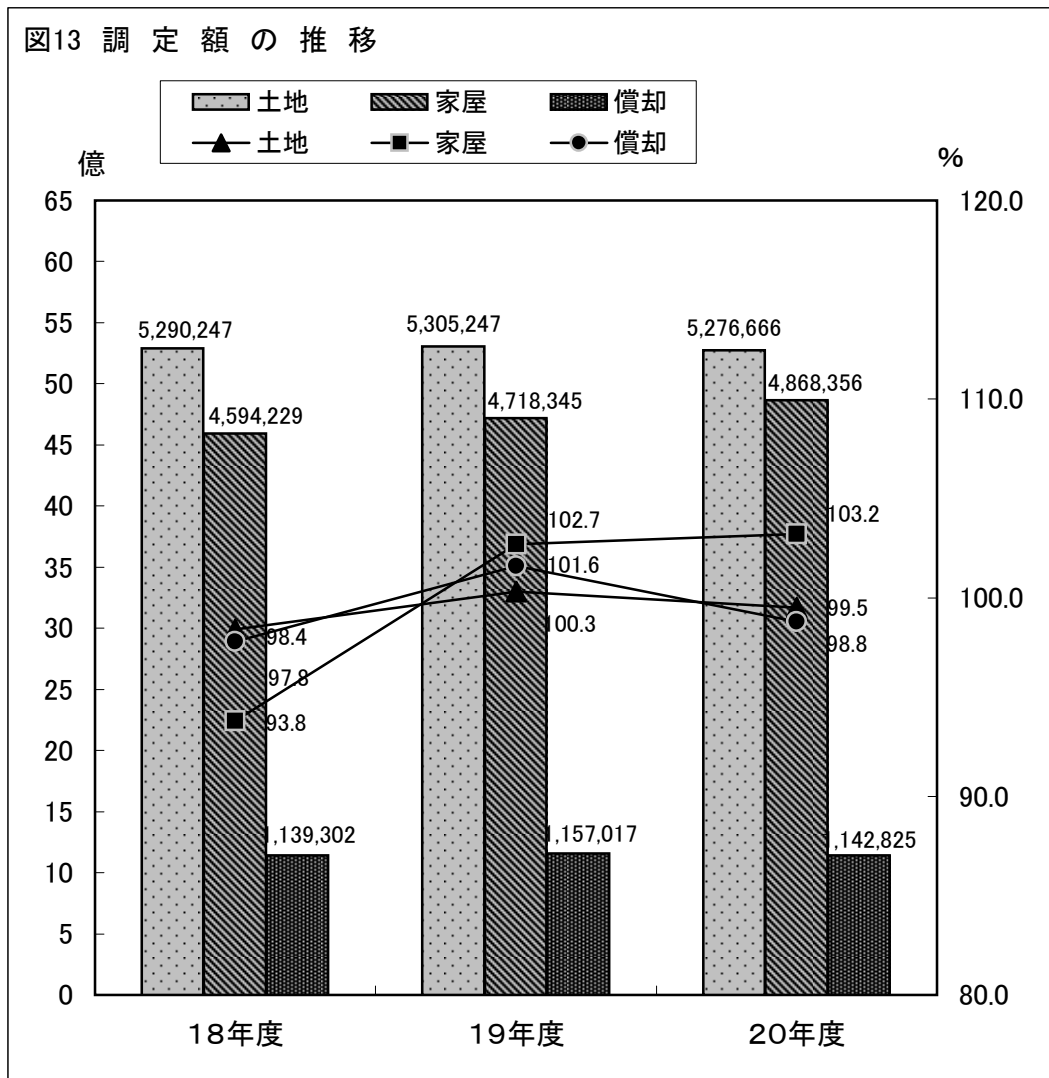
(2) 調定額の年度別比較

(単位：千円、%)

年度 区分	18年度		19年度		20年度	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
土地	5,290,247	98.4	5,305,247	100.3	5,276,666	99.5
家屋	4,594,229	93.8	4,718,345	102.7	4,868,356	103.2
小計	9,884,476	96.2	10,023,592	101.4	10,145,022	101.2
償却資産	1,139,302	97.8	1,157,017	101.6	1,142,825	98.8
合計	11,023,778	96.4	11,180,609	101.4	11,287,847	101.0

(各年度 最終調定による)

図13 調定額の推移



棒グラフ=調定額 折れ線グラフ=伸び率

(3) 土地

① 平成21年度地目別評価地積等の構成

区分 地目		評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格	
		筆数	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点をこえるもの(千円)	平均価格 (円)	最高価格 (円)
田	一般田	1,858	1,128,543	7.8	313	176,140	158,489	135,124	140	225
	介在田・市街化区域田	437	158,503	1.1	2	221	7,887,981	7,887,512	49,765	103,220
畑	一般畑	793	381,916	2.6	101	55,341	31,259	27,081	82	204
	介在畑・市街化区域畑	504	125,996	0.9	5	131	6,187,259	6,184,240	49,107	106,483
宅地		107,452	11,928,331	82.2	731	11,575	1,101,786,037	1,101,118,955	92,367	274,985
池沼		2	60	0.0	0	0	1	1	17	22
山林		371	132,183	1.0	46	21,330	1,449,770	1,448,977	22,177	73,367
原野		53	9,463	0.1	7	1,331	180,267	180,255	19,050	85,570
雑種地	ゴルフ場等の用地	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉄軌道用地	709	250,658	1.7	0	0	10,237,818	10,237,818	112,384	272,643
	その他の雑種地	1,073	400,373	2.8	29	4,532	8,612,912	8,611,391	21,512	131,600
合計		113,252	14,516,026	100.2	1,234	270,601	1,136,531,793	1,135,831,354	366,601	1,048,319

(概要調書による)

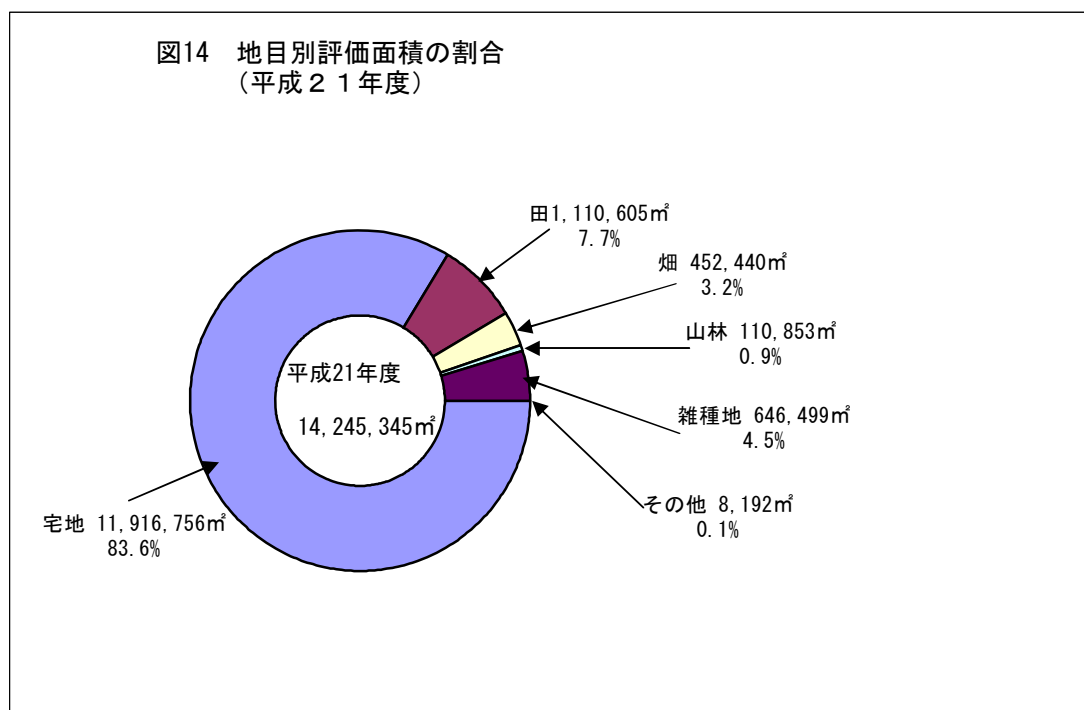
② 地目別地積及び課税標準額の年度別比較（免税点以上のもの）

（単位：千円、㎡）

地目		年度	19年度	20年度	21年度
田	課税標準額		2,562,813	2,381,074	2,380,826
	地積		1,172,538	1,121,571	1,110,605
畑	課税標準額		1,811,660	1,770,326	1,828,295
	地積		488,153	456,916	452,440
宅地	課税標準額		363,519,030	362,709,434	360,512,468
	地積		11,953,196	11,916,391	11,916,756
池沼	課税標準額		1	1	1
	地積		60	60	60
山林	課税標準額		902,462	929,711	896,481
	地積		149,616	116,267	110,853
原野	課税標準額		89,726	95,906	101,170
	地積		8,852	8,132	8,132
雑種地	課税標準額		—	—	—
	地積		—	—	—
ゴルフ場等の用地	課税標準額		—	—	—
	地積		—	—	—
鉄軌道用地	課税標準額		6,679,140	6,725,650	6,754,446
	地積		250,837	250,659	250,658
その他の雑種地	課税標準額		4,674,755	5,538,279	5,599,997
	地積		205,586	387,652	395,841
計	課税標準額		380,239,587	380,150,381	378,073,684
	地積		14,228,838	14,257,648	14,245,345

（概要調書による）

図14 地目別評価面積の割合  
（平成21年度）



(4) 家屋

① 平成21年度用途、構造別評価額及び床面積

用途別	区分		総数				免税点未満のもの	
			評価額(千円)	棟数	床面積(㎡)	平均価格(円)	評価額(千円)	床面積(㎡)
木造	専用住宅		95,531,688	48,823	3,953,913	24,161	125,563	52,631
	共同住宅・寄宿舍		3,816,503	1,500	311,048	12,270	37	47
	併用住宅		2,975,821	3,055	253,321	11,747	3,852	1,492
	工場・倉庫		177,400	480	36,572	4,851	3,676	2,568
	その他		853,087	2,960	140,987	58,209	27,902	21,101
	計		103,354,499	56,818	4,695,841	22,010	161,030	77,839
非木造	事務所・店舗・銀行	鉄骨鉄筋造	7,871,279	12	94,322	83,451	—	—
		鉄筋造	7,134,343	134	147,017	48,527	—	—
		鉄骨造	25,657,407	850	531,532	48,271	168	87
		軽量鉄骨造	325,144	125	17,888	18,177	84	10
		ブロック造	3,310	6	184	17,989	—	—
		計	40,991,483	1,127	790,943	51,826	252	97
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋造	36,489,299	72	573,345	63,643	—	—
		鉄筋造	74,041,041	1,864	1,347,420	54,950	518	61
		鉄骨造	38,558,036	3,508	827,128	46,617	41	13
		軽量鉄骨造	15,355,219	2,865	442,954	34,665	269	232
		ブロック造	86,291	159	7,249	11,904	1,552	343
		計	164,529,886	8,468	3,198,096	51,446	2,380	649

(つづき)

用途別		区分	総数				免税点未満のもの	
			評価額 (千円)	棟数	床面積 (㎡)	平均価格 (円)	評価額 (千円)	床面積 (㎡)
非 木 造	ホテル・病院	鉄骨鉄筋造	20,204	1	612	33,013	—	—
		鉄筋造	4,199,521	38	63,237	66,409	—	—
		鉄骨造	2,511,542	47	34,676	72,429	—	—
		軽量鉄骨造	46,744	5	1,074	43,523	—	—
		ブロック造	0	0	0	0	—	—
		計	6,778,011	91	99,599	68,053	—	—
	工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋造	422,279	4	16,177	26,104	—	—
		鉄筋造	1,744,081	75	49,370	35,327	—	—
		鉄骨造	20,532,355	1,097	803,179	25,564	—	—
		軽量鉄骨造	631,189	350	85,642	7,370	498	126
		ブロック造	68,947	133	6,225	11,076	530	143
		計	23,398,851	1,659	960,593	24,359	1,028	269
	その他	鉄骨鉄筋造	1,181,034	3	11,630	101,551	—	—
		鉄筋造	16,570,817	10,852	392,986	42,166	—	—
		鉄骨造	6,897,606	572	161,688	42,660	—	—
		軽量鉄骨造	138,139	125	10,539	13,107	—	—
		ブロック造	63,520	196	5,260	12,076	615	144
		計	24,851,116	11,748	582,103	42,692	615	144
	合計	鉄骨鉄筋造	45,984,095	92	696,086	66,061	0	0
		鉄筋造	103,689,803	12,963	2,000,030	51,844	518	61
		鉄骨造	94,156,946	6,074	2,358,203	39,927	209	100
軽量鉄骨造		16,496,435	3,470	558,097	29,558	851	368	
ブロック造		222,068	494	18,918	11,738	2,697	630	
計		260,549,347	23,093	5,631,334	46,268	4,275	1,159	

(概要調書による)

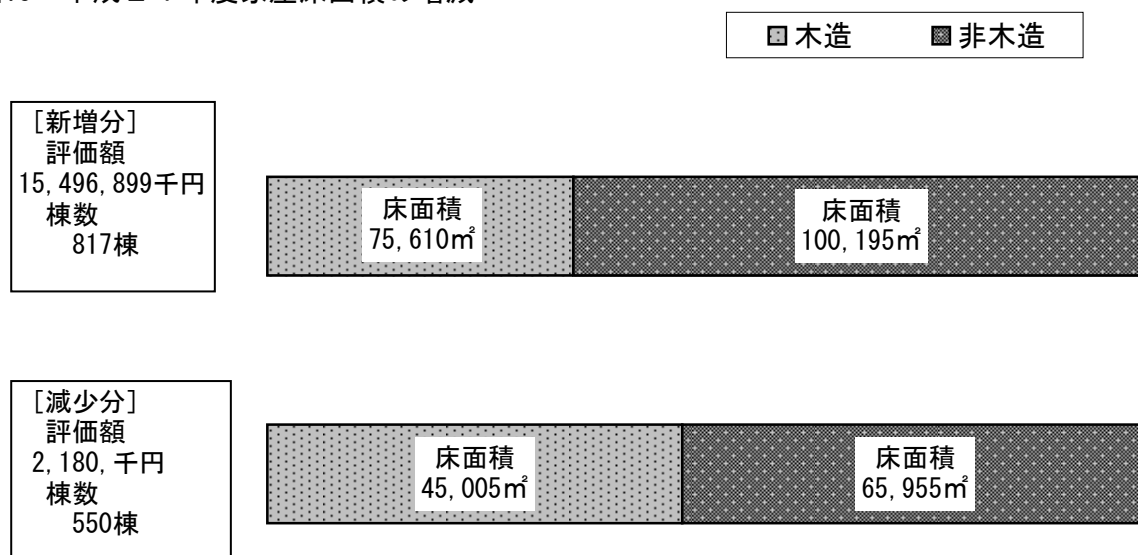


② 平成21年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	66,002	4,403,500	636	22,514	247,847	284
	併 用 住 宅	407	23,913	2	3,133	27,394	34
	共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	1,761	113,386	8	6,769	56,382	30
	工 場 ・ 倉 庫	87	1,717	1	73	46	3
	そ の 他	165	9,010	2	1,783	5,318	35
	小 計	68,422	4,551,526	649	34,272	336,987	386
非 木 造	事 務 所 店 舗 ・ 銀 行	14,356	1,288,977	25	6,183	176,637	34
	住 宅 ・ ア パ ー ト	87,409	8,965,701	101	19,772	1,438,607	64
	工 場 ・ 倉 庫 ・ 市 場	464	31,537	5	9,565	175,186	46
	そ の 他	26,294	659,158	37	2,962	53,413	20
	小 計	128,523	10,945,373	168	38,482	1,843,843	164
合 計		196,945	15,496,899	817	72,754	2,180,830	550

(概要調書による)

図15 平成21年度家屋床面積の増減



(5) 償却資産

平成21年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				特例該当分(イ)	(イ) 以外
市長が価格等を決定した	構築物	15,117,037	15,084,820	10,389	15,074,431
	機械及び装置	21,251,831	21,166,574	193,674	20,972,900
	船舶	1,038	1,038	0	1,038
	車両及び運搬具	656,559	656,559	—	656,559
	工具器具及び備品	15,448,230	15,426,565	1,701	15,424,864
	小計	52,474,695	52,335,556	205,764	52,129,792
法第389条の規定により総務大臣が価格等を決定し配分したもの		29,372,476	27,659,684		
法第743条第1項の規定により府知事が価格等を決定したもの		—	—		
合計		81,847,171	79,995,240		

(概要調書による)

(6) 交付金・納付金

年度別交付(納付)額

(単位：千円、%)

区分	19年度		20年度		21年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
交付金	262,370	96.8	257,815	98.3	263,858	102.3
納付金	9,461	97.3	0	0.0	0	0.0
計	271,831	96.8	257,815	94.8	263,858	102.3

(21年度は概要調書による)

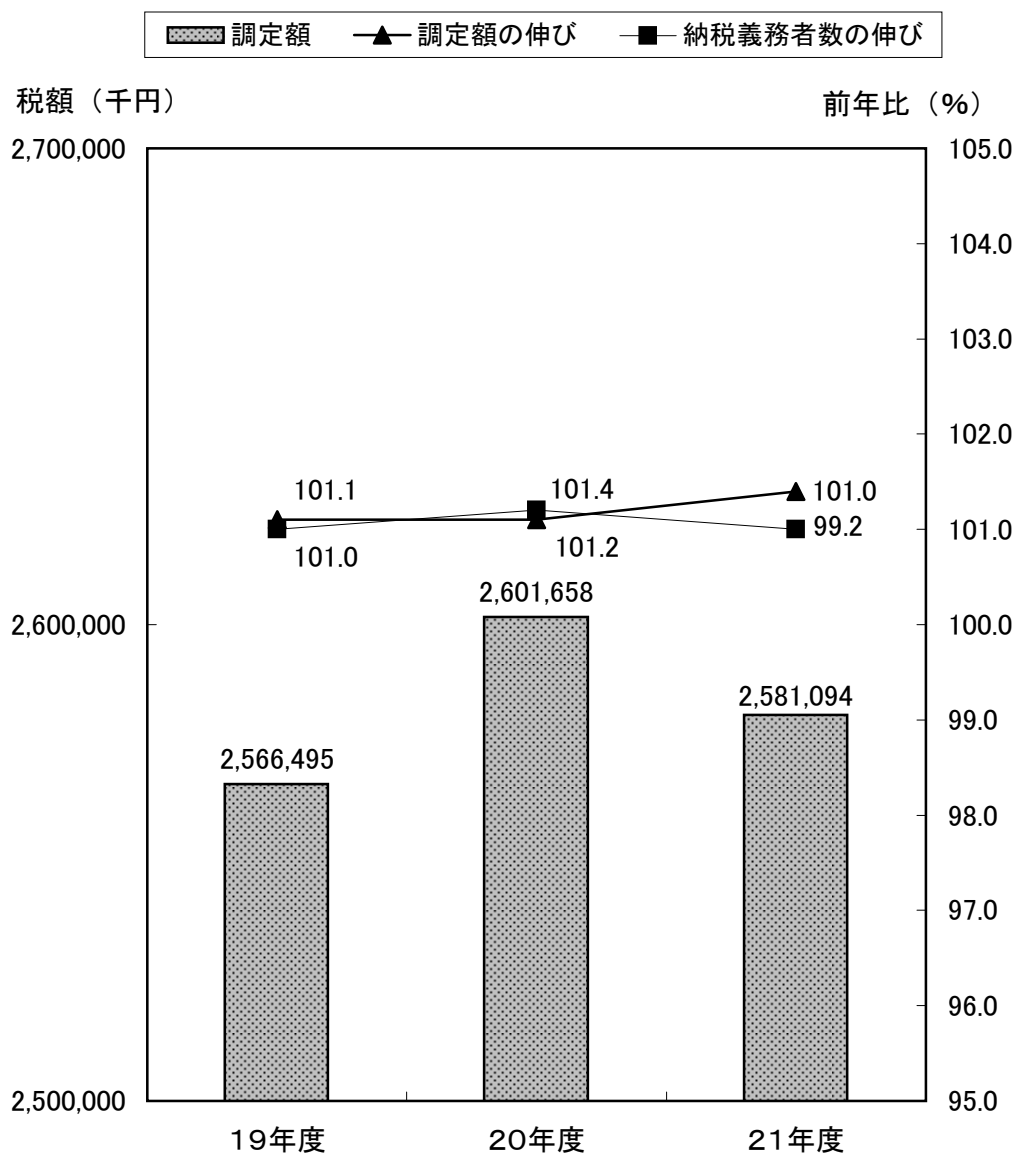
## 2 都市計画税

### (1) 調定額等の年度別比較

区分 \ 年度	19年度	20年度	21年度
納税義務者数 (人)	73,193	74,044	74,796
前年比 (%)	101.0	101.2	101.0
調定額 (千円)	2,566,495	2,601,658	2,581,094
前年比 (%)	101.1	101.4	99.2

(20年度は決算額。21年度は概要調書による)

図16 納税義務者数及び調定額の推移



### 3 特別土地保有税

#### (1) 一般分

##### ① 保有分（基準面積が 5,000㎡以上のもの）

区分 年度	件数		面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (A) (千円)	徴収猶予			免除認定			申告額 (A)-(B)-(C) (千円)
	個人	法人					件数	面積 (㎡)	税額(B) (千円)	件数	面積 (㎡)	税額(C) (千円)	
14	0	4	68,700	11,992,521	4,824,921	77,702	2	20,295	11,596	2	19,906	58,034	8,072
15	0	2	23,378	5,184,098	1,524,169	51,239	1	8,820	8,346	1	14,558	42,893	0
16	0	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	1	8,820	8,346	0	0	0	0
17	0	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	1	8,820	8,346	0	0	0	0
18	0	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	1	8,820	8,346	0	0	0	0
19	0	0	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	0	0	0	1	8,820	8,346	0
20	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

##### ② 取得分（基準面積が 5,000㎡以上のもの）

区分 年度	件数		面積 (㎡)	取得価格 (千円)	不動産取得税 課税標準額 (千円)	算出税額 (A) (千円)	徴収猶予			免除認定			申告額 (A)-(B)-(C) (千円)
	個人	法人					件数	面積 (㎡)	税額(B) (千円)	件数	面積 (㎡)	税額(C) (千円)	
14	0	1	9,630	1,455,587	660,939	17,230	1	9,630	17,230	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	0	1	8,820	1,620,623	613,727	24,069	0	0	0	1	8,820	24,069	0
20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(各年度最終調定による)

# VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

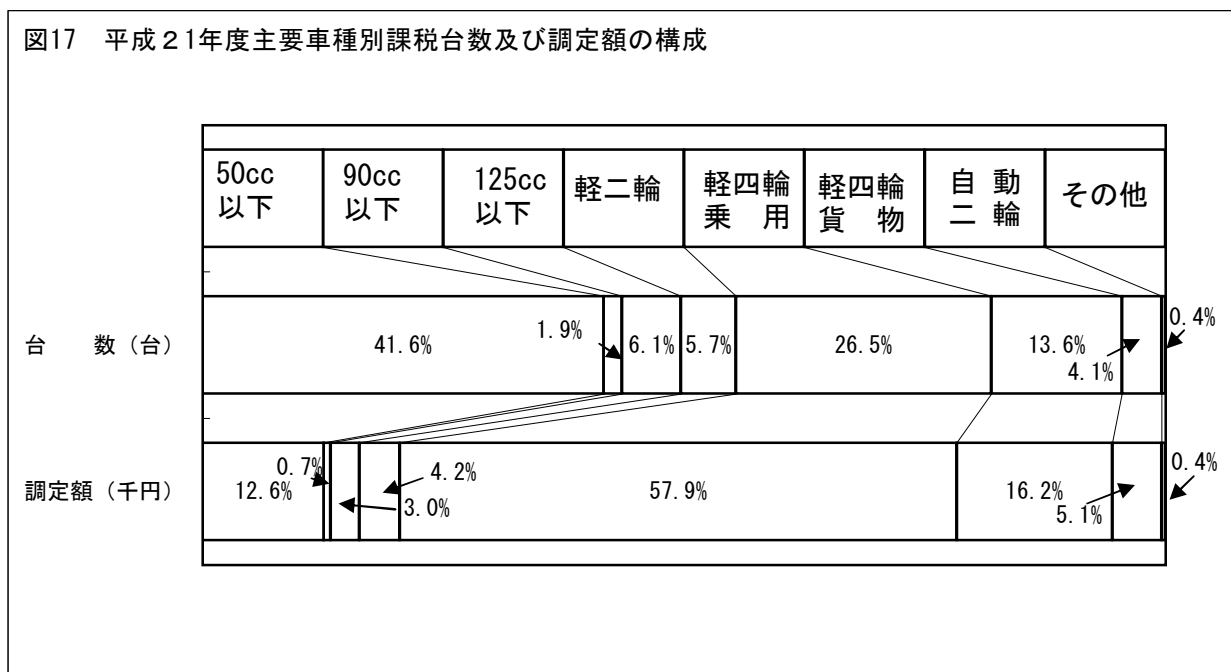
## 1 軽自動車税

### (1) 平成21年度車種別課税台数及び調定額

車種別	区分	賦課期日 台数 ①	①のうち非課税及び免除台数					課税台数 ①-②	税率 (円)	調定額 (千円)	
			官公署	公益	身障	その他	計 ②				
原 自 動 車 機 付 車	50 c c 以下	24,723	60	57	17	0	134	24,589	1,000	24,589	
	90 c c 以下	1,233	27	0	0	0	27	1,206	1,200	1,447	
	125 c c 以下	3,618	2	5	3	0	10	3,608	1,600	5,773	
	ミニカー	79	1	0	0	0	1	78	2,500	195	
	小 計	29,653	90	62	20	0	172	29,481		32,004	
軽 小 自 型 動 特 車 殊 及 自 び 動 車	二輪のもの	3,379	0	0	2	0	2	3,377	2,400	8,105	
	三輪のもの	2	0	0	0	0	0	2	3,100	6	
	四輪の乗 用のもの	営業用	7	0	0	0	1	1	6	5,500	33
		自家用	16,079	25	36	341	0	402	15,677	7,200	112,874
	四輪の貨 物のもの	営業用	562	0	0	1	1	2	560	3,000	1,680
		自家用	7,685	94	63	34	0	191	7,494	4,000	29,976
	農 耕 用	16	0	0	0	0	0	16	1,600	26	
	特殊作業用	114	0	0	0	0	0	114	4,700	536	
小 計	27,844	119	99	378	2	598	27,246		153,236		
二輪の小型自動車		2,430	0	11	3	0	14	2,416	4,000	9,664	
合 計		59,927	209	172	401	2	784	59,143		194,904	

\* 「①のうち非課税及び免除台数」の「その他」は、生活保護及び構造による減免  
(課税状況調による)

図17 平成21年度主要車種別課税台数及び調定額の構成



## (2) 車種別課税台数及び調定額の年度別比較

(単位：台、千円、%)

区分	年度	税率 (円)	19年度			20年度			21年度			
			台数	調定額	前年比	台数	調定額	前年比	台数	調定額	前年比	
原動機付自転車	50cc以下	1,000	25,585	25,585	98.8	25,158	25,158	98.3	24,589	24,589	97.7	
	90cc以下	1,200	1,325	1,590	95.9	1,272	1,526	96.0	1,206	1,447	94.8	
	125cc以下	1,600	3,023	4,837	109.8	3,315	5,304	109.7	3,608	5,773	108.8	
	ミニカー	2,500	64	160	145.5	76	190	118.8	78	195	102.6	
	小計		29,997	32,172	100.3	29,821	32,178	100.0	29,481	32,004	99.5	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの	2,400	3,203	7,687	101.9	3,327	7,985	103.9	3,377	8,105	101.5	
	三輪のもの	3,100	2	6	200.0	2	6	100.0	2	6	100.0	
	乗用 四輪のもの	営業用	5,500	3	16	145.5	4	22	137.5	6	33	150.0
		自家用	7,200	14,103	101,542	104.9	14,898	107,266	105.6	15,677	112,874	105.2
	貨物	営業用	3,000	565	1,695	98.3	570	1,710	100.9	560	1,680	98.2
		自家用	4,000	7,901	31,604	98.8	7,641	30,564	96.7	7,494	29,976	98.1
	農耕用	1,600	13	21	131.3	16	25	119.0	16	26	104.0	
	特殊作業用	4,700	127	597	96.3	121	569	95.3	114	536	94.2	
小計		25,917	143,168	103.2	26,579	148,147	103.5	27,246	153,236	103.4		
二輪の小型自動車	4,000	2,374	9,496	98.5	2,366	9,464	99.7	2,416	9,664	102.1		
合計		58,288	184,836	102.5	58,766	189,789	102.7	59,143	194,904	102.7		

(各年度決算における数値(但し、21年度は課税状況調による))

## 2 市たばこ税

### (1) 調定額等の年度別比較

区分	18年度		19年度		20年度	
	消費本数 (千本)	旧3級品 6,103 旧3級品以外 482,567	旧3級品 6,209 旧3級品以外 464,227	旧3級品 5,843 旧3級品以外 444,739		
税率	旧3級品 1000本につき1,412円 旧3級品以外 1000本につき2,977円	7月1日以降の売渡し分 旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円	旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円			
税額 (千円)	1,548,660	1,540,732	1,475,887			
対前年比 (%)	100.6	99.5	95.8			
月平均額	129,055	128,394	122,991			

(各年度 最終調定による)

### (2) 月別消費本数の年度別比較

(単位：千本)

消費月	18年度			19年度			20年度		
	国産	外国産	計	国産	外国産	計	国産	外国産	計
3月	30,662	12,872	43,534	27,248	11,838	39,086	26,214	11,364	37,578
4月	28,356	11,924	40,280	26,384	11,586	37,970	27,605	11,851	39,456
5月	31,492	13,492	44,984	28,074	12,524	40,598	29,371	12,863	42,234
6月	49,540	19,916	69,456	27,263	11,983	39,246	24,962	11,171	36,133
7月	14,970	7,156	22,126	27,636	12,073	39,709	27,850	11,949	39,799
8月	25,473	11,314	36,787	28,088	12,438	40,526	25,767	11,234	37,001
9月	26,645	11,801	38,446	27,248	12,251	39,499	25,677	11,292	36,969
10月	27,641	11,883	39,524	28,511	12,231	40,742	27,404	11,917	39,321
11月	26,541	11,860	38,401	26,370	11,665	38,035	23,419	10,204	33,623
12月	32,802	14,065	46,867	32,529	13,495	46,024	29,997	12,808	42,805
1月	22,655	10,454	33,109	23,030	10,184	33,214	22,657	9,922	32,579
2月	24,531	10,625	35,156	25,012	10,775	35,787	23,274	9,810	33,084
計	341,308	147,362	488,670	327,393	143,043	470,436	314,197	136,385	450,582

### 3 入湯税

#### (1) 月別調定額等の年度別比較

(単位：人、円)

年 度 入湯月	19年度				20年度			
	特別徴収 義務者数	課税対象となった入湯客数		調定額	特別徴収 義務者数	課税対象となった入湯客数		調定額
		宿泊する者	宿泊しない者			宿泊する者	宿泊しない者	
3月	2	0	6,137	460,275	2	0	8,679	650,925
4月	2	0	8,763	657,225	2	0	8,158	611,850
5月	2	0	9,737	730,275	2	0	8,582	643,650
6月	2	0	8,835	662,625	2	0	7,984	598,800
7月	2	0	9,215	691,125	2	0	8,711	653,325
8月	2	0	9,886	741,450	2	0	8,980	673,500
9月	2	0	9,211	690,825	2	0	8,392	629,400
10月	2	0	8,778	658,350	2	0	8,187	614,025
11月	2	0	8,776	658,200	2	0	8,347	626,025
12月	2	0	9,245	693,375	2	0	8,669	650,175
1月	2	0	10,138	760,350	2	0	9,605	720,375
2月	2	0	8,266	619,950	2	0	7,822	586,650
計		0	106,987	8,024,025		0	102,116	7,658,700

\*入湯税の税率（1人1日） 宿泊する者 150円  
 宿泊しない者 75円



## VII 地方譲与税及び府交付金等

### 1 地方譲与税

#### (1) 自動車重量譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
18	99,507,000	136,280,000	102,902,000	338,689,000
19	95,230,000	135,218,000	106,033,000	336,481,000
20	95,652,000	136,549,000	98,525,000	330,726,000

#### (2) 地方道路譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
18	33,391,000	48,789,000	34,372,000	116,552,000
19	33,518,000	48,107,000	34,620,000	116,245,000
20	32,912,000	40,357,000	33,007,000	106,276,000

《自動車重量譲与税及び地方道路譲与税の譲与基礎数値》

年度	道路延長(m)	道路面積(m <sup>2</sup> )
18	261,876	1,542,499
19	263,604	1,550,734
20	265,737	1,560,529

(前年の4月1日現在で、道路台帳に記載されている市道で市が管理するもの)

#### (3) 所得譲与税

(単位：円)

年度	9月期分	3月期分	計
18	844,051,578	844,051,577	1,688,103,155
19	—	—	—
20	—	—	—

## 2 府交付金等

### (1) 利子割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
18	76,839,000	51,855,000	46,628,000	175,322,000
19	99,680,000	71,373,000	55,672,000	226,725,000
20	96,230,000	56,359,000	47,559,000	200,148,000

### (2) 配当割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
18	69,260,000	42,276,000	70,094,000	181,630,000
19	104,485,000	52,496,000	43,683,000	200,664,000
20	44,430,000	12,935,000	21,391,000	78,756,000

### (3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
18	439,000	556,000	141,215,000	142,210,000
19	—	—	122,392,000	122,392,000
20	—	—	27,897,000	27,897,000

### (4) 地方消費税交付金

(単位：円)

年度	6月期分	9月期分	12月期分	3月期分	計
18	518,176,000	733,648,000	340,566,000	540,667,000	2,133,057,000
19	509,370,000	705,225,000	327,025,000	519,908,000	2,061,528,000
20	487,443,000	683,864,000	224,170,000	511,222,000	1,906,699,000

### (5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
18	143,445,000	152,871,000	162,384,000	458,700,000
19	118,321,000	131,076,000	140,454,000	389,851,000
20	126,337,000	120,228,000	116,419,000	362,984,000

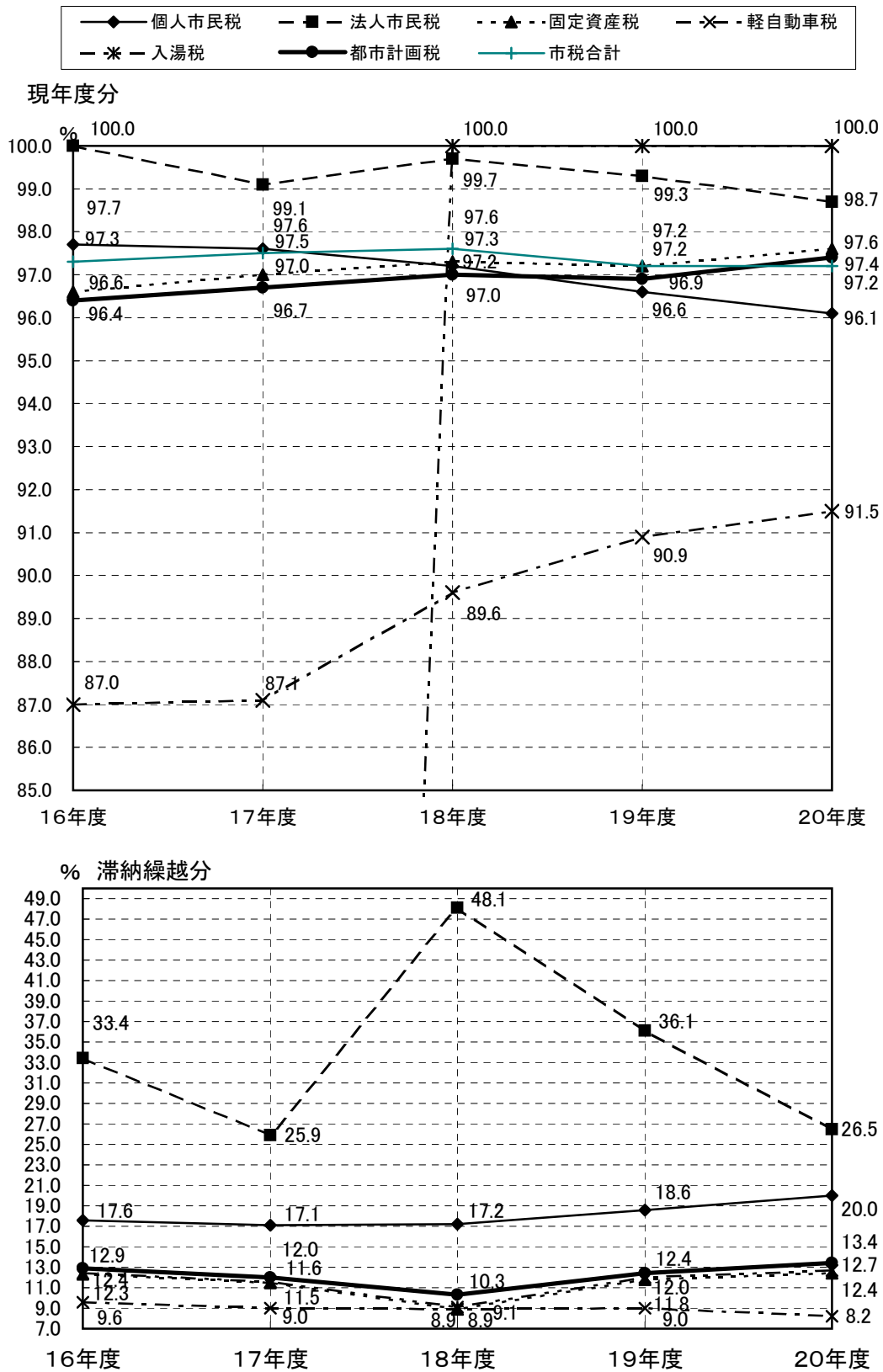
### (6) 府民税徴収委託金

(単位：円)

年度	8月期分	11月期分	2月期分	5月期分	計
18	55,415,435	121,263,307	66,997,249	61,526,257	305,202,248
19	157,470,261	119,209,706	108,526,235	107,278,741	492,484,943
20	108,513,366	178,655,480	111,198,806	105,155,402	503,523,054

# VIII 徴収

図18 徴収率の推移



## 1 歳出還付状況の年度別比較

(単位:件、円)

区分 年度	個人市・府民税			法人市民税		
	件数	還付税額	還付加算金	件数	還付税額	還付加算金
18	1,962	30,618,676	—	260	31,690,400	682,500
19	1,881	24,641,350	34,700	352	76,143,216	2,855,200
20	5,989	174,877,073	—	274	64,478,806	2,140,900

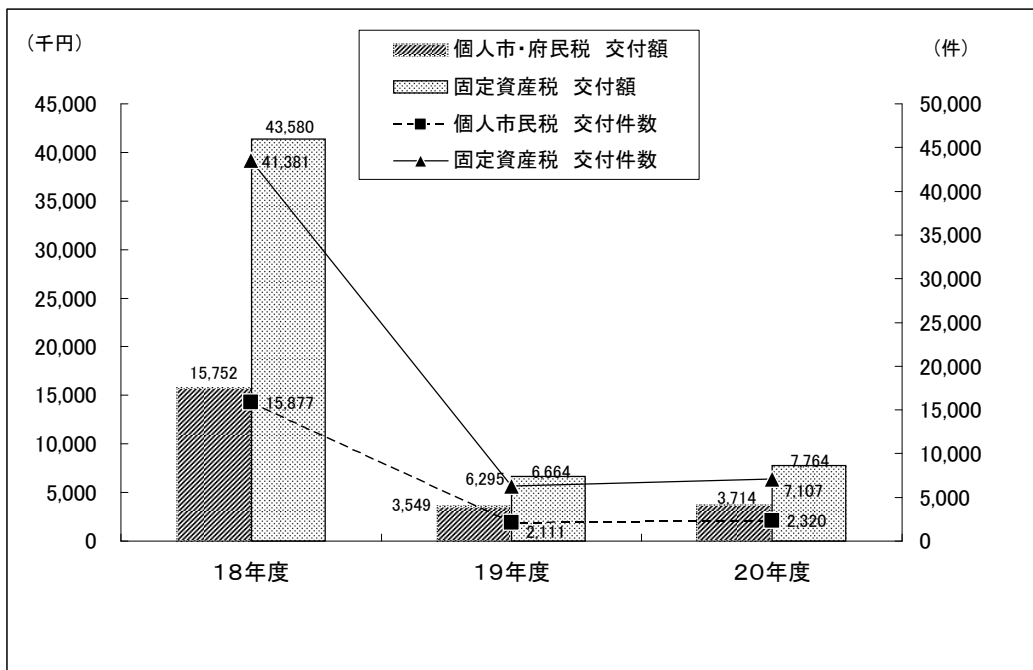
区分 年度	固定資産税・都市計画税			軽自動車税			計		
	件数	還付税額	還付加算金	件数	還付税額	還付加算金	件数	還付税額	還付加算金
18	442	19,327,032	353,900	17	119,400	—	2,681	81,755,508	1,036,400
19	275	6,086,289	413,700	39	139,000	—	2,547	107,009,855	3,303,600
20	156	19,211,006	348,300	24	109,900	—	6,443	258,676,785	2,489,200

## 2 前納報奨金交付額の年度別比較

(単位:件、円)

区分 年度	個人市・府民税			固定資産税・都市計画税			計		
	件数	納付税額	報奨金額	件数	納付税額	報奨金額	件数	納付税額	報奨金額
18	15,877	2,483,658,500	15,752,460	43,580	7,372,430,200	41,381,040	59,457	9,856,088,700	57,133,500
19	2,111	512,293,100	3,548,730	6,295	1,059,447,400	6,664,230	8,406	1,571,740,500	10,212,960
20	2,320	547,809,377	3,713,860	7,107	1,248,383,420	7,764,480	9,427	1,796,192,797	11,478,340

図19 前納報奨金交付額及び交付件数の推移



(固定資産税には都市計画税を含む)

# IX その他

## 1 寝屋川市行政機構図

13部16室51課

平成22年1月1日現在

部	室	課・園等	主な事務	
市長  中西副市長 まち政策部、まち建設部及び水道局に属する事務並びに教育委員会の事務局の職員に補助執行させている事務  太田副市長 経営企画部、財務部、人・ふれあい部、総務部、市民生活部、環境部、保健福祉部、会計室及び議会事務局に属する事務並びに監査委員、公平委員会、農業委員会及び選挙管理委員会の事務局の職員に補助執行させている事務並びに固定資産評価審査委員会に関する事務	経営企画部	市長室	秘書、渉外、市長の資産公開及び有功者表彰等	
		企画政策課	特命事項及び重要事項の企画及び総合調整、並びに行財政改革	
		総合計画室	総合計画の策定、総括、調整、進捗管理及び行政評価制度に関すること	
		情報化推進課	情報化の推進及び電子計算処理組織	
	財務部	ブランド戦略室	情報広聴課	広報発行、広聴及び市民相談
			市のブランドの確立、イメージアップに向けた取組み並びに観光業務に関すること	
		財政課	予算の編成及び執行の管理	
		管財課	庁舎管理、電話交換及び公有財産	
	税務室	滞納債権整理回収室	滞納債権の整理回収、助言、指導、調査、研究及び総合調整に関すること	
		滞納債権整理回収室	滞納債権の整理回収、助言、指導、調査、研究及び総合調整に関すること	
		滞納債権整理回収室	滞納債権の整理回収、助言、指導、調査、研究及び総合調整に関すること	
	人・ふれあい部	人権文化課	男女共同参画推進センター	人権施策、人権啓発、男女共同参画施策及び人権擁護委員
			男女共同参画推進センター	男女共同参画社会の形成を総合的に推進するための拠点施設
		いきいき文化センター	市民からの生活相談等、市民交流促進及び人権問題の解決のための施設	
		市民活動振興室	市民活動等の支援育成、住民自治活動の育成、市民活動センター、市民会館、コミュニティセンター、都市交流及び社会を明るくする運動の推進	
		ふれあいプラザ香里	市民に交流の場を提供する施設	
	総務部	危機管理室	危機管理、防災、消防及び防犯	
			危機管理、防災、消防及び防犯	
		総務課	議会、文書管理、法規、事務改善、組織、個人情報保護、情報公開、情報提供及び統計	
	市民生活部	市民室	市民課	人事管理、職員研修その他人材育成、労務管理、職員の給与、公務災害等
			消費生活センター	市民の消費生活の安定及び向上に寄与するための施設、計量
		市役所サービス処ねやがわ屋	各種証明書の交付等及び物産の展示	
		市民センター(香里、萱島、西、東)	地域相談、住民異動等に伴う諸手続、各種証明書の交付等	
		産業振興室	農業及び商工業の振興、貸農園、森林、事業者育成、労働福祉、産業振興センター	
		保険事業室	国民健康保険、後期高齢者医療、特定健診、特定保健指導、老人医療及び医療費の助成	
		環境部	ごみ減量推進課	廃棄物の減量推進、薬剤散布及び害虫駆除
				環境政策課
	クリーン業務課		ごみの収集運搬業務(臨時ごみ、犬猫死体の処理を含む)	
	クリーン施設課		焼却施設及びごみ処理施設管理	
	緑風園		し尿の収集運搬業務及び緑風園施設の管理	
	保健福祉部	福祉政策課	福祉施策の総合調整、民生委員、戦没者追悼行事、保健福祉センター	
			社会福祉課	生活保護、生活つなぎ資金及び旅行病人等
			健康増進課	健康管理施策、感染症、予防接種及び母子保健
高齢介護室		高齢者福祉施策、介護保険及び高齢者福祉センター(中央、西)		
子ども室		高齢者福祉センター(東、太秦)	高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設	
		児童福祉課	児童福祉施策、次世代育成支援、保育等の実施及び児童手当等	
		市立保育所	たちばな、すみれ、さくら、なでしこ、たんぽぽ、さつき、さざんか、コスモス、ひなぎく、しらゆり、すずらん、あざみ、もくれん	
	子どもセンター	子育て支援を総合的に推進する拠点施設		
まち政策部	障害福祉課	障害者福祉施策、障害者に対する介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費の支給等、すばる福祉作業所及び北斗福祉作業所		
		東障害福祉センター	障害者からの相談に応じるなど障害者の福祉の向上に資するための施設	
	あかつき・ひばり園	あかつき園、ひばり園、第2ひばり園、あかつきひばり歯科診療所・あかつきひばり療育相談室		
	都市計画室	まちづくりの重要政策の総合調整、都市計画及び駅周辺整備計画		
まち建設部	都市再開発事業室	寝屋川市駅東地区及び香里園駅周辺地区再開発事業		
		まちづくり指導課	建築確認、開発指導、都市景観等	
	住環境整備課	過密住宅地区の住環境整備及び住宅市街地総合整備事業		
	住宅整備課	市営住宅の管理及び共同浴場		
	建築営繕課	市有建築物及び付帯設備の設計等		
下水道室	道路交通課	市道の管理、私道の舗装及び市域境界、交通安全対策、めいわく駐車不法駐車自転車対策及び自転車駐車場等		
	道路建設課	都市計画街路事業、道路等の新設等の施工等及び道路政策		
	公園緑地課	公園の管理、公園等の設計施工及び緑化事業		

		部	室	課・園等	主な事務
	会計管理者			会計室	会計管理者の権限に属する事務及び資金計画
	水道事業管理者	水道局		水道総務課	水道局の人事管理、予算の編成、庁舎管理等
				業務課	水道料金等の徴収等
				工務課	導水・送配水管整備、漏水防止
			浄水課	浄水処理、受水、水質検査等	
市議会		議会事務局		議会の会議、市政の調査及び資料の収集、人事管理	
監査委員			監査事務局	監査委員が行う監査、検査及び審査	
公平委員会			公平委員会事務局	措置要求、不利益処分に対する不服申立ての審査手続及び職員団体登録	
農業委員会			農業委員会事務局	農地法に基づく届出、農地の利用関係の調整、所有権の移転及び転用	
選挙管理委員会			選挙管理委員会事務局	選挙及び投票の管理、委員会の会議	
固定資産評価審査委員会				固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定	
教育委員会	教育長	学校教育部		教育総務課	教育委員会事務局の人事管理、就学援助等
				施設給食課	学校園施設の修繕及び学校給食の企画
				学務課	死傷、生徒の転入、教職員の欠席、学校休校の企画、進子女王、幼稚園運営
				教育指導課	学校園教育・人権教育の計画及び指導助言、教職員の研修
				教育研修センター	教職員研修、教育に関する研究成果の普及、教育相談
				市立小学校	東、西、南、北、第五、成美、明和、池田、中央、啓明、三井、木屋、木田、神田、堀溝、田井、桜、点野、和光、国松緑丘、楠根、梅が丘、宇谷、石津
				市立中学校	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、友呂岐、中木田
			市立幼稚園	北、中央、南、神田、木屋、堀溝、池田、明德、啓明	
		社会教育部		社会教育課	生涯学習の総合調整、社会教育施策の立案、留守家庭児童会事業の運営
				文化スポーツ振興課	文化芸術振興、文化財の収集等、市民ギャラリー、池の里市民交流センター、体育館等の体育・スポーツ施設、野外活動センター、埋蔵文化財資料館、体育・スポーツ事業の推進
				中央図書館	図書館に係る企画及び運営、読書会等の開催、移動図書館、市史
				東図書館(分館)	図書館の分館に係る企画及び運営
				中央公民館	講演会、講習会、展示会等の開催
		地域教育振興課	地域・家庭における教育施策の推進、成人教育の推進、青少年の健全育成		

## 2 税務機構及び事務分掌

### (1) 税務機構

平成21年10月1日現在

室長	担 当								計	
	課長	課長代理		係長	主任	主査	書記	小計		
1	市民税担当	1	1	(税 政)	1		1	4	6	23
				(個人市民税)	1	5	4	5	15	
	固定資産税担当	1		(課 税)	1	2	3		6	23
				(土 地)	1	3	2	2	8	
				(家 屋)	1		5	2	8	
	納 税 担 当	1		(管 理)	1	3			4	19
				(徴 収)	1	2		6	9	
				(整 理)	1	2		2	5	
	計	3	1		8	17	15	21	61	65

※ 税務室長は市民税担当課長を兼務

### (2) 事務分掌

#### 税 務 室

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税及び府民税(以下「市税等」という。)の賦課、調査及び徴収に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 市税等の滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。
- (7) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (8) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 税宛名データの管理に関すること。

### 3 税務職員の年齢及び経験年数等

#### (1) 年齢別職員数

平成21年10月1日現在

年 齢 担当名	年 齢							計	平均年齢
	25才 未満	25才 ～ 29才	30才 ～ 34才	35才 ～ 39才	40才 ～ 44才	45才 ～ 49才	50才 以上		
市 民 税 担 当	1	3	2	3	1	3	10	23	44才4月
固 定 資 産 税 担 当		1		2	4	3	13	23	49才5月
納 税 担 当		1		4	2	3	9	19	47才11月
計	1	5	2	9	7	9	32	65	47才2月

#### (2) 税務経験年数別職員数

平成21年10月1日現在

年 数 担当名	年 数							計	平均経験 年数
	2年 未満	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上		
市 民 税 担 当	8	3	2	2	1	2	5	23	7年1月
固 定 資 産 税 担 当	4	1	1	4	4	4	5	23	9年7月
納 税 担 当	6	3		3	2	3	2	19	6年4月
計	18	7	3	9	7	9	12	65	7年9月

#### (3) 税務職員の割合

各年度10月1日現在

年 度 区 分	17	18	19	20	21
市 職 員 数	1,817	1,741	1,663	1,595	1,492
市長部局職員数 (A)	1,398	1,334	1,282	1,239	1,176
税 務 職 員 数 (B)	70	67	66	66	65
(B) / (A) (%)	5.0%	5.0%	5.1%	5.3%	5.5%



## 4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種類	支給対象職員	支給額	摘要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の 2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の 4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

## 5 税務証明

### (1) 税務に関する各種証明書

	種別	使用目的	内容	備考
市民税担当	住民税決定証明 (所得証明) (課税証明)	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人用 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明	自動車車庫証明用等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	固定資産税台帳登録事項証明	自動車車庫証明用等	土地・家屋の資産証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は、1棟増すごとに50円加算)
	公課証明	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出用 3 税務署提出用	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	評価証明	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定用 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	
	租税特別措置法 第72条証明 第73条証明 第74条証明	登記用	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税担当	納税証明	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出用 6 自動車等継続検査申請用 7 その他	納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書交付コーナー、各市民センター及び市役所サービス処「ねやがわ屋」では、上記証明書のうち、「住民税決定証明」、「公課証明」、「評価証明」、「車庫証明用(固定資産税台帳登録事項)」、「納税証明」などを発行している。

(2) 手数料収入額 (税務室所管分のみ)

	19年度		20年度		前年比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	6,376	1,912,800	5,703	1,710,900	89.4	89.4	
課税証明	6,376	1,912,800	5,703	1,710,900	89.4	89.4	1件 300円
固定資産税担当	2,758	2,592,550	2,892	2,498,700	104.9	96.4	
評価証明	785	334,850	1,044	388,150	133.0	115.9	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は、1 棟増すごとに50 円加算)
各種台帳閲覧	268	80,400	281	84,300	104.9	104.9	
公課証明	47	21,900	15	8,650	31.9	39.5	
車庫証明	0	0			-	-	
新築証明	0	0			-	-	
住宅用家屋証明	1,658	2,155,400	1,552	2,017,600	93.6	93.6	1件 1,300円
納税担当	1,242	372,600	1,088	326,400	87.6	87.6	
個人市民税納税証明	269	80,700	256	76,800	95.2	95.2	1件 300円
法人市民税納税証明	678	203,400	628	188,400	92.6	92.6	
固定資産税納税証明	292	87,600	199	59,700	68.2	68.2	
軽自動車税納税証明	3	900	5	1,500	166.7	166.7	
合計	10,376	4,877,950	9,683	4,536,000	93.3	93.0	

## 6 徴税費の年度別比較

(単位：千円、%)

区 分		18 年 度			19 年 度			20 年 度				
		決 算 額	前年比	構成比	決 算 額	前年比	構成比	決 算 額	前年比	構成比		
税収入額	市 税 (1)	27,539,890	100.2		29,842,772	108.4		29,886,868	100.1			
	個人府民税 (2)	4,142,974	107.4		7,616,805	183.8		7,936,509	104.2			
	計 (3)	31,682,864	101.1		37,459,577	118.2		37,823,377	101.0			
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	300,735	94.6	31.2	291,242	96.8	34.0	273,442	93.9	32.1	
		諸 手 当		195,096	91.4	20.2	198,709	101.9	23.2	190,036	95.6	22.3
			超過勤務手当	6,379	83.1	0.7	7,888	123.7	0.9	8,268	104.8	1.0
		税務特別手当	286	77.7	0.0	286	100.0	0.0	349	122.0	0.0	
		その他の手当	188,431	91.7	19.5	190,535	101.1	22.3	181,419	95.2	21.3	
		その他（共済費等）	92,644	90.6	9.7	88,598	95.6	10.4	81,568	92.1	9.7	
	計	588,475	92.9	61.1	578,549	98.3	67.6	545,046	94.2	64.1		
	需 用 費	旅 費	118	75.6	0.0	97	82.2	0.0	92	94.8	0.0	
		そ の 他	161,557	98.8	16.8	170,865	105.8	20.0	179,340	105.0	21.1	
		計	161,675	98.8	16.8	170,962	105.7	20.0	179,432	105.0	21.1	
		納期前納付報奨金	57,133	49.0	5.9	10,213	17.9	1.2	11,478	112.4	1.3	
		そ の 他	156,168	108.8	16.2	96,473	61.8	11.2	115,182	119.4	13.4	
		合 計 (4)	963,451	91.1	100.0	856,197	88.9	100.0	851,138	99.4	99.9	
		府 民 税 徴 収 取 扱 費 (5)	300,738	105.7		482,333	160.4		482,333	100.0		
	(4) - (5) (6)	662,713	85.7		373,864	56.4		368,805	98.6			
税収入に対する 徴税額の割合	(4) / (3)	3.0%			2.3%			2.3%				
	(6) / (1)	2.4%			1.3%			1.2%				
	税 務 職 員 数	70 人			67 人			63 人				

(各年度 課税状況調による)

# ※ 税率の変遷

(市民税の税歴 1/16)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24	個人	均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 その他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭						所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15 シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)		
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	"	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される
30	30. 1. 1	30. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	"	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

# 市民税の税歴(2/16)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.
所得控除	扶養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2の額に7,500円を 加えた金額(限度額は22,500円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 250万円 " 7% 400万円 " 8% 600万円 " 9% 1,000万円 " 10% 2,000万円 " 11% 3,000万円 " 12% 5,000万円 " 13%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4% (配偶者、15才以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が5万円を超え扶養親族のすべて が15才未満であるときそのうち1人 のみについて240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいず れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左		同 左		同 左	
	配当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6%		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2%		同 左		同 左	
	控除	課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。		課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

# 市民税の税歴(3/16)

		昭和41年度		昭和42年度				昭和43年度			
賦課期日・申告期限		41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	賦課期日・申告期限		43. 1. 1.	43. 3. 15.		
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える			
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500円を 加えた金額(限度額は 22,500円)		同 左			障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000円 特別障害 80,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000円			
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左			生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)			
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左				社会保険料	1年間の支払い金額の全額		
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左				雑 損	総所得金額の10%を超える金額		
	基礎控除	100,000円		同 左				医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000円)		
均等割	400円		同 左		基礎控除	110,000円					
市 民 税	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		市 民 税	均等割	400円			
	均等割	100円		同 左			所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%			
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%  ※特別控除の廃止		同 左			均等割	100円			
	均等割	100円		同 左			所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%			
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左			配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2で控除する。			
	均等割	100円		同 左			摘 要	青色専従者控除 170,000円  白色専従者控除 110,000円			
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左							
	税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいず れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左						
		配 当	市民税の所得割から配当所得の3%  府民税の所得割から配当所得の1.2%  課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。		同 左						
	摘 要		○配偶者控除が創設された。  青色専従者控除 100,000円  白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に対 しては、市民税の申告義務を課 さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15日 となった。  青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円						

# 市民税の税歴(4/16)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 16.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養 配偶者控除	100,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 60,000円を加える		110,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき 80,000円を加える		130,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき 100,000円を加える		140,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき 110,000円を加える	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 70,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000円)		総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000円)		総所得金額の 5% (10万円超のときは 10万円) 超過額 (限度 100万円)		同 左	
	基礎控除	120,000円		130,000円		140,000円		150,000円	
市 民 税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%	
	摘 要	白色専従者控除 150,000円		S45.1.1以降の土地建物等の譲 渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	



# 市民税の税歴(5/16)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48. 1. 1.	48. 3. 15.	49. 1. 1.	49. 3. 15.	50. 1. 1.	50. 3. 15.	51. 1. 1.	51. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同 左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000 円 特別障害 140,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000 円 特別障害 160,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000 円 特別障害 190,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500 円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)		同 左		同 左		総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)	
	基礎控除	160,000 円		180,000 円		190,000 円		同 左	
市民税	均等割	400 円		同 左		同 左		1,200 円	
	所得割	30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 50 万円 " 4 % 80 万円 " 5 % 110 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	100 円		同 左		同 左		300 円	
	所得割	150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		同 左	
	摘 要	S47.1.1 以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4 % 府 1.6 % 短期 市 8 % 府 4 % 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4 % 区域農地等 府 1.6 % その他 市 4 % 府 2 % 短期 市 8 % 府 4 %		同 左	

# 市民税の税歴(6/16)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所 得	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70才以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 180,000 円 特別障害 200,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 190,000 円 特別障害 210,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ210,000円	
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
除	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
市 民 税	基礎控除	200,000 円		同 左		210,000 円		220,000 円	
	均等割	1,200 円		同 左		同 左		1,500 円	
税	所得割	15 万円以下の金額 2 %				30 万円以下の金額 2 %		30 万円以下の金額 2 %	
		15 万円を超える金額 3 %				30 万円を超える金額 3 %		30 万円を超える金額 3 %	
		40 万円 " 4 %				50 万円 " 4 %		45 万円 " 4 %	
		70 万円 " 5 %				80 万円 " 5 %		70 万円 " 5 %	
		100 万円 " 6 %				110 万円 " 6 %		100 万円 " 6 %	
		150 万円 " 7 %				150 万円 " 7 %		130 万円 " 7 %	
		250 万円 " 8 %		同 左		250 万円 " 8 %		230 万円 " 8 %	
		400 万円 " 9 %				400 万円 " 9 %		370 万円 " 9 %	
		600 万円 " 10 %				600 万円 " 10 %		570 万円 " 10 %	
		1,000 万円 " 11 %				1,000 万円 " 11 %		950 万円 " 11 %	
	2,000 万円 " 12 %				2,000 万円 " 12 %		1,900 万円 " 12 %		
	3,000 万円 " 13 %				3,000 万円 " 13 %		2,900 万円 " 13 %		
	5,000 万円 " 14 %				5,000 万円 " 14 %		4,900 万円 " 14 %		
府 民 税	均等割	300 円		同 左		同 左		500 円	
	所得割	150 万円以下の金額 2 %		同 左		同 左		同 左	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える 部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える 部分は上記率の1/2 で控除する		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える 部分は上記率の1/2 で控除する	
	摘 要	長期 特定市街化 市 3.4 % 区域農地等 府 1.6 % (2,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 % )  その他 市 4 % 府 2 % (2,000万円超の部分は 3/4 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 % ) ○その他 市 4 % 府 2 % (2,000万円超の部分は3/4 を 総合課税)  短期 市 8 % 府 4 %			

# 市民税の税歴(7/16)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度		
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.	
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左		
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左		
市 民 税	基礎控除	220,000円		同 左		同 左		260,000円		
	均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左		
	所得割	30万円以下の金額	2%		同 左		同 左		同 左	
		30万円を超える金額	3%							
		45万円	4%							
		70万円	5%							
		100万円	6%							
		130万円	7%							
		230万円	8%							
		370万円	9%							
570万円	10%									
950万円	11%									
1,900万円	12%									
2,900万円	13%									
4,900万円	14%									
府 民 税	均等割	500円		同 左		同 左		同 左		
所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左			
額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同 左		同 左		同 左		
摘 要	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		

# 市民税の税歴(8/16)

賦課期日・申告期限	昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		
	60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.	
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同	左	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 高齢者か寡婦・寡夫又は勤労学 生に該当する場合、それぞれ240,000 円		同	左	同 左	
	生命保険料	15,000円以下 全 額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円 を超える部分を加算( 限度 3,500円)		同	左	同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同 左	
	基礎控除	260,000 円		同	左	同 左	
市 民 税	均等割	2,000 円		同	左	同 左	
	所得割	20 万円以下の金額 2.5 % 20 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 95 万円 " 6 % 120 万円 " 7 % 220 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同	左	同 左	
	均等割	700 円		同	左	同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同	左	同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する		同	左	同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 % ) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 % ) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 % ) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 % ) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %				

# 市民税の税歴(9/16)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同 左		配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同 左		○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
得	A 給与所得	140,000-(A+B×3.3-330000)×28/33				300,000-{(A-350,000)×30/35}	
	B 給与所得以外	合計所得金額は 800万円以下が対象				合計所得金額は1,000万円以下が対象	
控	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が高齢者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 高齢者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円		普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
除	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度 200万円)		同 左		同 左	
	基礎控除	280,000円		同 左		300,000円	
市	均等割	2,000円		同 左		同 左	
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同 左	
府 民 税	均等割	700円		同 左		同 左	
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同 左	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5% 府2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5% 府2.5%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市8% 府4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市11% 府4% 総合課税 120/100のいずれか多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市5% 府2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、 市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、 市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)	

# 市民税の税歴(10/16)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上100,000円未満 300,000円 100,000円以上300,000円 (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上450,000円未満 300,000円 450,000円以上300,000円 (A - 50,000) 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左	同	左
得	A 配偶者の合計所得金額								
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	同	左
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
除	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左	同	左	同	左 (日本赤十字社も対象)
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
市民税	基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左
	均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左
府民税	所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 " 11%		同	左	同	左	同	左
	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
税額控除	所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同	左	同	左	同	左 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市5.8% 府2.2% ○その他 市6% 府3% □平成6年度限り所得割の20%(20万円限度)を減税	

# 市民税の税歴(11/16)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 50,000円以上 100,000円以上 ○配偶者控除なし 400,000円未満 400,000円以上 450,000円以上	330,000円 100,000円未満 300,000円 300,000円 - (A - 50,000)	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	330,000円 300,000円	同	左
得	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	同	左	同	左
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左
除	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左
	基礎控除	330,000円		同	左	同	左
市民税	均等割	2,000円		2,500円		同 左	
	所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 11%	同	左	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 12%
	府民税	均等割	700円	1,000円		同 左	
府民税	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	同	左	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
	税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 6% 府 3% 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100 のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税	同	左	○その他 4,000万円以下 市 5.5% 府 2% 4,000万円超える 市 6% 府 3% □平成8年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税	同	左	○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円超える 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円超える 市 6% 府 3%

# 市民税の税歴(12/16)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 A 配偶者の合計 所得金額	330,000円 330,000円 330,000円 30,000円	同	左
得	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同	左
控	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
除	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
市民税	均等割	2,500円		同	左
	所得割	200万円以下の金額	3%	200万円以下の金額	3%
		200万円を超える金額	8%	200万円を超える金額	8%
	700万円	11%	700万円	10%	
府民税	均等割	1,000円		同	左
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税			同	左
				○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税	



# 市民税の税歴(13/16)

賦課期日・申告期限	平成12年度		平成13年度		平成14年度							
	H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15						
所得	配偶者及び扶養 配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円	380,000円	450,000円	450,000円	560,000円	610,000円	680,000円	同左	同左		
		配偶者特別控除 ○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上330,000円(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A-380,000) A 配偶者の合計 所得金額 750,000円以上760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	330,000円	30,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
			障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生 普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 高齢者控除 特別寡婦	260,000円	300,000円	480,000円	300,000円	同左	同左	同左	同左	同左
			生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
			損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
控除	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	基礎控除	330,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	均等割	2,500円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	均等割	1,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
府民税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	均等割	1,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6% ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% ○短期 市8% 府4% ○超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 ○株式等 市4% 府2% □定率控除 所得割額の15%(40,000円限度額)	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6% ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% ○短期 市9% 府3% 又は 総合課税 110/100のいずれか多い方 ○株式等 市4% 府2% □定率控除 所得割額の15%(40,000円限度額)	同左	同左	同左	同左	同左	○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円			

# 市民税の税歴(14/16)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同左	同左	同左	同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) A 配偶者の合計 所得金額	330,000円 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	同左	同左	○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
得	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円	同左	同左	同左	同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左	同左	同左	同左
控	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左	同左	同左	同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左	同左	同左	同左
除	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	同左	同左	同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左	同左	同左	同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左	同左	同左	同左
	基礎控除	330,000円		同左	同左	同左	同左
市 民 税	均等割	2,500円		3,000円		同左	同左
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		同左		同左	同左
府 民 税	均等割	1,000円		同左		同左	同左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左		同左	同左
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率 の1/2で控除する。		同左		同左	同左
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方  ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円		○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (200万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		

# 市民税の税歴(15/16)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18. 3. 15.	H19. 1. 1.	H19. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000 円未満 450,000 円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000)	330,000円 30,000円		同 左
得	A 配偶者の合計 所得金額	750,000 円以上 760,000円未満	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000 円 300,000 円 300,000 円		同 左
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同 左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)			同 左
除	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000 円			同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同 左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)			同 左
市民税	均等割	3,000 円			同 左
	所得割	200 万円以下の金額 200 万円超 700 万円以下 700 万円を超える金額	3 % 8 % 10 %		6 % (一律)
府 民 税	均等割	1,000 円			同 左
	所得割	700 万円以下の金額 700 万円を超える金額	2 % 3 %		4 % (一律)
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税 0.8 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 1 % 府民税 0.4 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.5 % 府民税 0.2 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率 の 1/2 で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4 % 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除 する。	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7 % 府1.3 % (2,000万円超の部分は、市3.4 % 府1.6 %) ○居住用財産の譲渡 市2.7 % 府1.3 % (6,000万円超の部分は、市3.4 % 府1.6 %) ○その他 市3.4 % 府1.6 % ○短期 市6.0 % 府3.0 % ○株式等 市2.0 % 府1.0 % (上場分) 市3.4 % 府1.6 % (非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府1.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府1.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 % ○短期 市6.4 % 府3.6 % ○株式等 市1.8 % 府1.2 % (上場分) 市3.0 % 府2.0 % (非公開分) □定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用	

# 市民税の税歴(16/16)

		平成20年度		平成20年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H20. 3. 16.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)	330,000円 30,000円	同	左
得	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円	同	左
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同	左
除	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		所得控除から税額控除へ変更	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,000円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)			
	府民税均等割	1,000円			
	府民税所得割	4%(一律)			
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同	左
	住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額		同	左
	寄附金税額控除	地方公共団体、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部に 対する5,000円を超える寄附金について、総所得金額等の30% を控除対象限度額として算出税額から控除			
摘 要		税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度 市・府民税の減額措置			
		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用)		同	左

# 諸税の税歴(1/7)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人 市 民 税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左	
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	

## 諸税の税歴(2/7)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円		同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万 家屋 5万 償却資産30万	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	
電気税・ガス税	7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	
特別土地保有税	——	——	——	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	

# 諸税の税歴(3/7)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税割	法人税割	14. 5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円  軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円  2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円  軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円  2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	同 左	同 左	同 左	
電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左	
ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の検針分より2/100を適用)	2/100	同 左	
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0. 2/100	同 左	同 左	0. 3/100	

諸税の税歴(4/7)

	昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税制	14.5/100	14.7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
法人税	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
市民税					
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700円 90 " 1,100円 125 " 1,450円 軽自動車 2輪のもの 2,200円 3輪のもの 2,850円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,650円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 6,500円 2輪の小型自動車 3,650円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450円 その他 4,300円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	ミニカー 2,500円 同 左
市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左	従価割 14.3/100 従量割 1000本につき 350円
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左



諸税の税歴(5/7)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	市 民 税	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350 円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63 年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000本につき 640 円	1,000本につき1,997 円 ただし、旧三級品の紙巻 たばこは 1,000本につき948円	同 左	同 左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土 地 15万 家 屋 8万 償却資産 100万	同 左	1.4/100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万	同 左	
電気税	5/100	廃 止	———	———	
ガス税	2/100	廃 止	———	———	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	保 有 分 1.4/100 取 得 分 3/100 遊休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(6/7)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度
法人税割		14.7/100	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000 本につき 1,997 円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき948円	1,000 本につき 2,434 円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円	1,000 本につき 2,668 円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000 本につき1,266円	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万	同 左	同 左	
特別土地保有税	保 有 分 1.4/100 取 得 分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	

## 諸税の税歴(7/7)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000 本につき 2,668 円 (7月1日から 2,977 円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,266円 (7月1日から1,412円)	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,266円 (7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,564円	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度より課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入 湯 税	—	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	

## 市 税 概 要 (平成 2 1 年度版)

---

平成 2 2 年 3 月 発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市財務部税務室  
大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号  
電話 ( 0 7 2 ) 8 2 4 - 1 1 8 1 ( 代 )  
内線 2 2 2 2

---

寝屋川市ホームページ <http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>